職員の給与等に関する報告及び勧告

令和８年10月

大 阪 府 人 事 委 員 会

写

大人委第１９６６号
令和８年10月15日

大阪府議会議長　西野　弘一　様

大 阪 府 知 事　吉村　洋文　様

大阪府人事委員会委員長　松本　岳

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第８条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告します。

目　　次

第１　職員と民間の給与の状況と本年の給与改定（報告）

１　本年の職員給与と民間給与の実態 ･････････････････････････････････････ 1

(1)　職員給与

(2)　民間給与

２　職員給与と民間給与との比較 ･･･ 3

(1)　月例給

(2)　特別給

３　賃金構造基本統計調査の活用及び研究 ･････････････････････････････････ 4

４　本府職員の給与を取り巻く情勢 ･･･ 5

(1)　賃金・雇用情勢

(2)　物価・生計費

(3)　国家公務員の給与等

５　本年の給与改定等 ･･ 7

(1)　月例給

(2)　特別給

(3)　諸手当等

第２　勧告

１　令和８年４月の民間給与との比較に基づく給与改定について･････････ 13

(1)　改定の内容

(2)　改定の実施時期等

２　主務教諭の設置に伴う給料表の改定について･･････････････････････････ 15

(1)　改定の内容

(2)　改定の実施時期

第３　意見

１　給与制度のあり方・・・ 50
(1)　管理職の給与制度
(2)　教育職員の給与
２　人材の確保・育成・・・ 51
(1)　人材の確保
(2)　人材の育成
(3)　人事評価制度とその活用
３　職場の魅力向上・・ 55
(1)　安心・安全な職場環境の確保
(2)　働きやすい職場環境の実現
(3)　教育職員の長時間勤務の縮減に向けた取組

結語　・・ 63

参考資料

第１　職員と民間の給与の状況と本年の給与改定（報告）

１　本年の職員給与と民間給与の実態

(1)　職員給与

本委員会は、「令和８年職員給与実態調査」を実施し、一般職職員及び市町村立学校の府費負担教職員（臨時的任用職員、非常勤職員等を除く。以下「職員」という。）の本年４月分給与の支給状況等について全数調査を行った。

ア　平均給与（月例給）

調査時点（本年４月１日）において、民間給与と比較する行政職給料表適用職員（11,035 人、平均年齢 39.7 歳）の平均給与月額は 397,086 円であり、昨年の勧告を踏まえて給料表の引上げ改定が行われたこと等により、昨年４月と比べ 13,102 円増加した。

（参考資料　１職員給与　第１表、第４表）

（注）　定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 35 号）附則第 22 項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む 60 歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出した。

イ　期末手当及び勤勉手当（特別給）

期末手当及び勤勉手当（以下「期末・勤勉手当」という。）は、６月と 12 月の２回に分けて支給され、各支給期の支給割合は、期末手当が 1.2625 月分（特定管理職員は 1.0625 月分）、考課査定分に相当する勤勉手当が 1.0625 月分（特定管理職員は 1.2625 月分）であり、年間平均支給月数は、4.65 月分（定年前再任用短時間勤務職員等（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）、指定職給料表適用職員、任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）である。

（参考資料　１職員給与　第 12 表）

(2)　民間給与

ア　調査の概要

本委員会は、職員給与を民間給与と比較検討するため、人事院並びに都

道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模が100人以上かつ事業所規模が 50 人以上である府内の民間事業所 4,234（母集団事業所）のうち、層化無作為抽出法によって抽出した600事業所を対象に「令和８年職種別民間給与実態調査」を実施し、民間事業所の協力のもと、477 事業所の調査を完了した（調査完了率81.5%※）。

この調査では、公務に類似すると認められる事務・技術関係 22 職種及び研究員、医師等 54 職種について、本年４月分の給与月額及び役職段階、学歴、年齢等を従業員単位で調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における特別給の支給状況等を把握するため、昨年８月から本年７月までの支給実績についても調査している。

（参考資料　２民間給与）

※　調査完了率は、調査対象事業所のうち、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した 15 事業所を除く 585 事業所に占める調査完了事業所の割合である。

イ　調査結果

(ｱ)　初任給

初任給は、新卒事務員・技術者の平均で、大学卒が 251,198 円、高校卒が 213,438 円であった。新規学卒者を採用した事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で76.2%（昨年74.1%）、高校卒で79.8%（同86.0%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で23.8%（同25.9%）、高校卒で20.2%（同14.0%）となっている（表１参照）。

【表１】学歴別初任給（事務・技術関係職種）

項目 ＼ 学歴	初任給（円）	改定状況（%）		
		増額	据置き	減額
大　学　卒	251,198	76.2　(74.1)	23.8　(25.9)	0.0　(0.0)
高　校　卒	213,438	79.8　(86.0)	20.2　(14.0)	0.0　(0.0)

（注）１　改定状況は新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
　　なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。
　　２　(　)内は前年の数値である（以下表２及び表３において同じ）。

(ｲ)　給与改定等

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割

合は 72.4%（昨年 73.0%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0.7%(同 0.0%)となっている（表２参照）。

【表２】民間における給与改定の状況　（単位：%）

項目 / 役職段階	ベースアップ実施	ベース改定中止	ベースダウン実施	ベース改定慣行なし
係　員	72.4　(73.0)	2.8　(1.6)	0.7　(0.0)	24.2　(25.5)

（注）　ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を 100 とした割合である。
なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は90.9%（同88.1%）で、昨年に比べて昇給額を増額した事業所は 35.7%(同 36.2%)、減額した事業所は 8.3%（同 7.4%）、定期昇給を停止した事業所の割合は0.0%（同0.7%）となっている（表３参照）。

【表３】民間における定期昇給の実施状況　（単位：%）

項目 / 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施	増額	減額	変化なし	定期昇給停止	定期昇給制度なし
係　員	90.9 (88.9)	90.9 (88.1)	35.7 (36.2)	8.3 (7.4)	46.9 (44.5)	0.0 (0.7)	9.1 (11.1)

（注）　定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を 100 とした割合である。
なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない又は構成比の合計が一致しない場合がある。

このように、９割程度の事業所が一般の従業員（係員）の定期昇給を実施していることに加え、初任給の引上げやベースアップを行った事業所の割合が昨年度に引き続き高水準にあることから、人材確保上の必要性等を踏まえた相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

２　職員給与と民間給与との比較

(1)　月例給

本委員会は、職員と民間従業員との給与比較を、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて行っており、職員にあっては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係の職務に従事する従業員について、役職段階や年齢、学歴が同じ者同士の４月分給与をラスパイレス方式で比較し較差を算定している。

本年は、職員給与が 397,064 円、民間給与が 409,342 円となり、職員給与が民間給与を 12,278 円（3.09%）下回っていた（表４参照）。

【表４】職員給与と民間給与の較差

民間給与 ［A］	職員給与 ［B］	較差 ［A－B］
409,342 円	397,064 円	12,278 円 (3.09%)
きまって支給する給与 （時間外手当、通勤手当を除く）	＜内訳＞ 給料の月額（調整額含む） 332,573 円 管理職手当 5,326 円 扶養手当 6,828 円 地域手当 44,152 円 住居手当 7,994 円 初任給調整手当 139 円 単身赴任手当（基礎額） 52 円	

（注）１　民間給与の「きまって支給する給与」は、本年の職種別民間給与実態調査において名称によらず月ごとに支給される全ての給与をいう。
２　職員給与[Ｂ]397,064 円は、「単身赴任手当」を交通距離に応じた加算額を除いた基礎額で算定していることから、前記１(1)アの行政職給料表適用職員の平均給与月額 397,086 円と比べて 22 円少ない額となっている。

(2)　特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合を算出し、これを職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数と比較したうえで、0.05 月単位で改定の勧告を行ってきている。昨年８月から本年７月までの１年間において民間で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の 4.71 月分であり、これに相当する職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数が 4.65 月分であることから、民間の支給割合を 0.06 月分下回っていた。

（参考資料　１職員給与　第 12 表、２民間給与　第 19 表）

３　賃金構造基本統計調査の活用及び研究

本府では、大阪府職員基本条例（平成 24 年大阪府条例第 86 号）において、人事委員会は直近の賃金構造基本統計調査（以下「賃金センサス」という。）等を参考として活用するものとされていることから、本委員会では、直近３か年の賃金センサスの調査結果を用いて、役職段階や年齢等に応じた民間給与の状況を確認している。

本年の分析によれば、役職段階別の給与水準について、民間従業員（規模計）と府職員それぞれについて、所定内給与額の上位 25%から下位 25%までの範囲を比較したところ、課長級、係長級及び非役職については概ね均衡しているが、部長級では府職員が民間より高い水準となっていた。

しかしながら、賃金センサスは、民間との給与比較において対象外としている通勤手当が含まれていることや役職段階の区分が異なること、また、前年分の月例給についての調査結果であり最新の賃金改定が反映されていないことなど、「職種別民間給与実態調査」に比べ精確性の観点で課題があるため、賃金センサスの調査結果を職員給与との比較に活用するには、その課題解決に向けた検討が必要である。

（参考資料　３賃金構造基本統計調査）

４　本府職員の給与を取り巻く情勢

(1)　賃金・雇用情勢

大阪府総務部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」による本年４月の府内民間事業所の所定内給与は、昨年４月に比べて 1.9%増加しており、厚生労働省の調査による本年４月の大阪府における有効求人倍率は、昨年４月に比べて 0.11 ポイント低下していた（表５参照）。

【表５】賃金・雇用に関する指標

		年度平均		令和６年４月	令和７年４月	令和８年４月
		令和６年度	令和７年度			
きまって支給する給与	金額（千円）	318.5	326.9	318.5	329.0	336.5
	前年比(%)	3.2	2.6	3.1	3.2	2.3
うち所定内給与	金額（千円）	294.2	303.0	294.0	305.0	310.7
	前年比(%)	3.0	3.0	2.9	3.6	1.9
有効求人倍率	倍率（倍）	1.21	1.18	1.21	1.23	1.12

（注）１　「きまって支給する給与」及び「うち所定内給与」は、事業所規模 30 人以上の調査産業計の数値であり、年度平均は暦年の平均値である。
２　「有効求人倍率」について、年度の数値は原数値、各年４月の数値は季節調整値である。

(2)　物価・生計費

総務省統計局が公表している本年４月の大阪市における消費者物価指数は、昨年４月に比べて 1.5%上昇していた。また、本年４月の消費支出は、昨年４月に比べ 9.8%の減少となっていた（表６参照）。

本委員会が、総務省統計局の家計調査の結果をもとに人事院と同様の方法で算定した本年４月の大阪市における標準生計費は、２人世帯 159,110 円、３人世帯 182,050 円、４人世帯 204,960 円、５人世帯 227,880 円である。

（参考資料　４生計費）

【表６】物価・家計に関する指標

		年度平均		令和６年４月	令和７年４月	令和８年４月
		令和６年度	令和７年度			
消費者物価指数	前年比(％)	3.2	2.6	2.2	3.8	1.5
消費支出（総務省統計局家計調査）	金額（千円）	308.8	316.1	308.1	355.4	320.4
	前年比(％)	2.8	2.4	△19.2	15.4	△9.8

（注）「消費支出」は、勤労者世帯かつ農林漁家世帯を含む数値である。

(3) 国家公務員の給与等

ア 人事院勧告の概要

人事院は、本年８月７日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて民間給与との較差 15,056 円（3.51％）に基づく給与改定として俸給表の平均 3.3％の引上げと、民間の支給状況を踏まえた特別給 0.05 月分の引上げ（期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分）について勧告を行った。勧告の概要は、参考資料「５人事院勧告の概要」に示すとおりである。

イ 国の給与改定方針

本年の人事院勧告では、行政職俸給表（一）の改定内容について、民間の動向や公務における人材確保の重要性等を踏まえ、初任給は、一般職試験（高卒者・大卒程度）、総合職試験（大卒程度）ともに9,500円引き上げることとし、また、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和７年を上回る改定を行うこととされた。この改定が実施された場合、大阪市域に在勤する国家公務員について、一般職試験（大卒程度）に係る初任給（俸給及び地域手当）は280,140円、一般職試験（高卒者）に係る初任給は243,368円になると見込まれる（表７参照）。

【表７】国家公務員の初任給の比較

	大卒			高卒		
	俸給月額	地域手当支給割合	初任給	俸給月額	地域手当支給割合	初任給
国（現行）	232,000 円	16.0％	269,120 円	200,300 円	16.0％	232,348 円
国（改定後）	241,500 円	16.0％	280,140 円	209,800 円	16.0％	243,368 円

（注）１　現行の俸給月額は、本年４月１日時点（改定前）のものである。
　　２　地域手当支給割合は、大阪市域に在勤する国家公務員の支給割合である。

また、定年前再任用短時間勤務職員等に適用される基準俸給月額については、近年、行政職俸給表(一)の対応する級の高位号俸の改定額を基本に改定を行ってきたが、同職員のうちフルタイム勤務職員の月例給と「職種別民間給与実態調査」における民間のフルタイム勤務再雇用者の月例給を比較した結果、公務が民間を下回る状況にあることを踏まえ、近年の考え方に基づく改定率をさらに上回る改定を行うこととされた。

ウ　本府職員と国家公務員との給与水準の比較

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）において、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることとされている（均衡の原則）。令和７年４月１日現在の府域における国家公務員の給与水準との関係で見ると、本府職員の給与水準は、本給を比較対象としたラスパイレス指数では国家公務員の水準を上回るが、地域手当を含めた補正後のラスパイレス指数では、国家公務員の水準を下回っている状況にある（表８参照）。

【表８】本府職員と国家公務員との給与水準の比較

項　　目	令和６年４月	令和７年４月
ラスパイレス指数	100.4	100.4
地域手当補正後 ラスパイレス指数	98.6	98.1

（注）１　上記指数は、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給の月額と本府の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴、経験年数別のラスパイレス方式により国を 100 として比較したものである。
２　地域手当補正後ラスパイレス指数は、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したものである。

５　本年の給与改定等

職員の給与の決定条件に関する調査等の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案した結果、下記のとおり改定することが適当であると判断した。

(1)　月例給

前記２(1)のとおり、本年４月時点の職員給与が民間給与を 12,278 円（3.09%）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年４月時点の比較に基づいて

職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定にあたっては、国が令和７年４月に行った地域手当の見直しを踏まえ、地域手当の支給割合を引き上げることとし、同手当の引上げ分を除いた残余の給与較差に基づき、全職員を対象に基本給である給料を引き上げる。

また、定年前再任用短時間勤務職員等に適用される基準給料月額については、近年、行政職給料表の対応する級の高位号給の改定額を基本に引上げを行ってきたが、国と同様に「職種別民間給与実態調査」における民間のフルタイム勤務再雇用者の月例給と比較したところ、課長補佐（４級）、主査（３級）、副主査（２級）、主事・技師（１級）のいずれの役職段階においても、公務が民間を下回る状況にあった。

このような状況を踏まえ、比較対象となる調査実人員が一定数確保されている主事・技師（１級）の月例給について、民間におけるフルタイム勤務再雇用者の係員級の水準に見合ったものとなるよう、近年の改定方針に基づく改定率をさらに上回る改定を行うこととし、他の役職段階についても、主事・技師（１級）の改定率を踏まえた改定を行うこととする。これらの改定は定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の月例給の改定と同様に、令和８年４月に遡及して実施する必要がある。

（参考資料　２民間給与　第 15 表その３、参考１）

ア　行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、平均 2.91％の引上げ改定を行う。

(ｱ)　初任給

本府における一般行政職採用試験の状況を見ると、受験者の多くが国家公務員などを併願している状況にあることや、地方公務員の競争試験における受験者総数が減少傾向にあることから、初任給の引上げにあたっては、国家公務員など公務間の人材獲得競争の観点を踏まえる必要がある。

このような状況や、前記１(2)イで示す民間の初任給の動向及び前記

４(3)イで示す国家公務員の初任給に係る改定内容等を踏まえ、本年の人事院勧告による改定後の大阪市域に在勤する国家公務員一般職の初任給を目安として、行政職給料表の初任給に係る号給の給料月額について、大学卒程度を 8,900 円（＋3.7％）、高校卒程度を 9,300 円（＋4.6％）、それぞれ引き上げることとする（表９参照）。

【表９】本府職員と国家公務員との改定後の初任給の比較

	大卒			高卒		
	給料月額（俸給月額）	地域手当支給割合	初任給	給料月額（俸給月額）	地域手当支給割合	初任給
府（現行）	238,100 円	12.8％	268,576 円	204,100 円	12.8％	230,224 円
府（改定後）	247,000 円	13.2％	279,604 円	213,400 円	13.2％	241,568 円
国（改定後）	241,500 円	16.0％	280,140 円	209,800 円	16.0％	243,368 円

（注）１　国の地域手当支給割合は、大阪市域に在勤する国家公務員の支給割合である。
２　現行の給料月額及び地域手当支給割合は、本年４月１日時点（改定前）のものである。
３　府の改定後の地域手当は、後記(3)イのとおり引き上げた場合の支給割合である。

(ｲ)　初任給以外

本府の行政職給料表の現状や国家公務員の改定状況等を踏まえ、組織での業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和７年を上回る改定を行うこととする。

さらに、定年前再任用短時間勤務職員等について、(1)後半部分に記載のとおり所要の引上げ改定を行う。

（注）　(ｱ)(ｲ)の改定を行った結果、平均改定率は2.91％となり、各級別では、１級3.6％、２級3.0％、３級2.8％、４級2.6％、５級2.4％、６級2.3％、７級2.1％、８級1.9％となる。

イ　行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。併せて、医療職給料表(一)及び教育職給料表については、以下のとおり改定を行うこととする。

(ｱ)　医療職給料表(一)

医療職給料表(一)の適用を受ける職員は、特例措置※として地域手当の支給割合が 16％と定められているため、他の給料表とは異なり地域手当支給割合の引上げの効果は及ばない。

このため、医師の処遇を確保する観点も踏まえ、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の給与改定については、本年の地域手当の支給割合の引上げ分を考慮した上で給料表の改定により実施することとする。

※　職員の給与に関する条例第 13 条の３　医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 16 を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(ｲ)　教育職給料表

令和９年４月から主務教諭の職が新しく設置されることとされており、その職務・職責は、主として「学校横断的な取組に係る内外との総合的な調整や経験年数の少ない教職員に対する体系的なサポート」とされている。当該内容及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第68号）の趣旨を踏まえ、主務教諭の職務の級を教諭と主幹教諭等の職務の級の間に格付けるとともに、教育職給料表を当該職務の級を含めた６級制に編成することとする。

(2)　特別給

前記２(2)のとおり、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.06月分下回っていることから、民間の支給割合との均衡を図るため、現在、年間平均支給月数が4.65月分となっている職員の期末・勤勉手当を 0.05 月分引き上げ、年間 4.70 月分とする。

引上げ分の配分にあたっては、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の取扱いを踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、それぞれの支給月数が６月期及び 12 月期で均等になるように定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員等、指定職給料表適用職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、各々支給月数を引き上げることとする。

(3)　諸手当等

ア　初任給調整手当

人事院勧告では、医師及び歯科医師に対する第一種初任給調整手当につ

いて、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年４月に遡及して実施することとされている。

本府においても、これまで国の改定に準じることを基本としてきたことから、本年の国の改定状況を踏まえ、所要の改定を行うこととする。

イ　地域手当

国の制度見直しに伴い、令和７年度以降の大阪府の区域に在勤する職員に適用する支給割合については、従前の算出方法と同様に、本府職員に国家公務員に適用される新たな支給割合をあてはめて加重平均した支給割合とした。

令和８年度においては、令和７年人事院勧告で示された「令和８年度の地域手当の級地別支給割合」をもとに加重平均した支給割合を算出し、0.4ポイント引き上げた13.2％とする。

また、府域外における支給割合の上限については、現行の 18％から 20％に引き上げることとする。

ウ　宿日直手当

宿直勤務又は日直勤務１回における宿日直手当の最低額について、労働基準監督機関の許可基準は、当該事業場において宿直又は日直の勤務につくことの予定されている同種の労働者に対して支払われている一人一日平均賃金の３分の１を下らないこととされている。

本府においては、従前と同様、上記考え方を基に、宿日直勤務対象職員の給与について、所要の改定を行うこととする。

エ　その他

(ｱ)　転居に関する手当の新設等

人事院勧告では、公務上必要な転勤を行う職員に対する経済的負担等に対する給与上の措置を講じるため、広域的な異動を行う職員に重点をおいた給与の改定や、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設することとした。

地方公共団体において支給することができる手当の種類は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第２項において限定列挙されていることから、新たな手当の導入に係る同法改正を注視していくとともに、国の改正内容を踏まえ、現行の単身赴任手当の見直し等について検討を行っていくこととする。

(ｲ)　交通の用具利用者に対する通勤手当

本府では、令和７年度において駐車場等の利用に対する通勤手当の新設を行い、令和８年４月から交通の用具利用者のうち、自動車等を利用して通勤する際に外部の駐車場を利用している職員に対し、１か月あたり 5,000 円を上限とする手当を支給している。

しかしながら、本府職員においては、過去から自動車での通勤を原則自粛とされてきたことから、特に知事部局において交通の用具利用者の大半が自転車を利用している状況にある。

これらの経過や他団体における支給状況、任命権者の意見等を参考にしつつ、導入に向けて検討を進めていく。

(ｳ)　無給休暇の新設、代休日の指定等の見直し

人事院勧告では、公務の運営に支障がない場合において、取得事由を問わず、無給で年間７日まで取得できる「無給休暇」を新設すること、また、職員の健康福祉の増進を図る観点から、休日や週休日に勤務した場合に取得できる代休日の指定や週休日の振替等が、現行の取得単位に限らず時間単位でも可能となる制度見直しを行うこととされた。

本府においても、国と同様に、育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるよう、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進していく必要があることや、総労働時間を減少させる上で、時間単位での代休時間の指定や振替を可能とすることは有用であると考えられることから、国の改正内容を踏まえ、任命権者とともに導入に向けて検討を行っていくこととする。

第２　勧告

職員の給与に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 35 号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年大阪府条例第 70 号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年大阪府条例第 86 号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

１　令和８年４月の民間給与との比較に基づく給与改定について

(1)　改定の内容

ア　給料表

(ｱ)　職員の給与に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。

(ｲ)　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。

(ｳ)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。

イ　地域手当

(ｱ)　大阪府の区域に在勤する職員に支給する地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の13.2を乗じて得た額とすること。

(ｲ)　職員の給与に関する条例第13条の２第１項の人事委員会規則で定める地域及び公署に在勤する職員に支給する地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とすること。

(ｳ)　職員の給与に関する条例第13条の４に定める地域手当の支給割合について、異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る支給割合に達しないこととなるときの措置は、異動等後の支給割合が100分の13.2未満である場合に限ることとする。ただし、異動等前の支給割合が100分の13.2を超える場合の同条第１号から第３号までの適用にあたっては、異動等前の支給割合を100分の13.2とすること。

ウ　期末・勤勉手当

(ｱ)　(ｲ)、(ｳ)、(ｴ)及び(ｵ)以外の職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ0.725月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

(ｲ)　特定管理職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ0.625月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

(ｳ)　指定職給料表の適用を受ける職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0875月分とすること。

(ｴ)　任期付研究員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

(ｵ)　特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

エ　初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する第一種初任給調整手当の支給月額の限度を国に準じて改定すること。

オ　宿日直手当

勤務１回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は7,100円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,400円とすること。

(2)　改定の実施時期等

ア　改定の実施時期

この改定は、令和８年４月１日から実施すること。

イ　第二種初任給調整手当に関する特例措置

令和８年４月１日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第二種初任給調整手当の月額の算定は、前記１(1)アによる改定前の給料表に基づいて行うものとすること。

２　主務教諭の設置に伴う給料表の改定について

(1)　改定の内容

前記１(1)ア(ｱ)による改定後の教育職給料表を、別記第４のとおり改定すること。また、新給料表への切替えは別記第５の切替要領によること。

(2)　改定の実施時期

この改定は、令和９年４月１日から実施すること。

別記第１

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	204,500	278,000	321,800	374,300	411,200	462,900	532,000	590,400
	2	205,600	279,100	323,200	376,400	413,300	465,000		
	3	206,800	280,200	324,600	378,400	415,500	466,900		
	4	207,900	281,200	326,100	380,300	417,700	468,900		
	5	209,000	282,400	327,900	382,300	419,900	470,500		
	6	210,100	283,300	329,800	384,400	422,300	472,300		
	7	211,200	284,400	331,700	386,000	424,800	474,100		
	8	212,300	285,700	333,600	387,900	427,300	476,100		
	9	213,400	286,700	335,400	390,000	429,600	477,900		
	10	214,900	287,400	337,100	391,800	431,700	479,500		
	11	216,200	288,500	339,000	393,400	433,600	480,800		
	12	217,500	289,400	340,700	395,300	435,600	482,500		
	13	218,700	290,400	342,800	397,000	437,600	483,800		
	14	220,200	291,400	344,600	398,900	439,500	485,300		
	15	221,700	292,400	346,300	400,700	441,200	486,700		
	16	223,100	293,500	348,000	402,700	443,200	488,200		
	17	224,100	294,300	349,700	404,900	445,100	489,500		
	18	225,900	295,800	351,200	406,800	446,800	490,800		
	19	227,200	297,100	352,900	408,500	448,400	492,000		
	20	228,600	298,400	354,500	410,400	450,100	493,000		
	21	230,400	299,900	356,500	412,300	451,900	493,800		
	22	233,100	301,000	358,500	413,900	453,500	494,200		
	23	235,700	302,200	360,300	415,300	454,900	494,600		
	24	238,200	303,200	362,000	417,000	456,400	495,000		
	25	240,800	304,600	363,600	418,700	457,800	495,200		
	26	242,400	306,000	365,400	420,000	459,000	495,600		
	27	244,100	307,100	367,200	421,400	460,100	496,000		
	28	245,700	308,500	369,000	422,800	461,300	496,500		
	29	247,000	309,700	370,500	424,200	462,400	497,100		
	30	247,400	310,700	372,100	425,400	463,700	497,500		
	31	248,200	311,900	373,700	426,400	464,900	497,900		
	32	248,900	313,100	375,300	427,500	466,200	498,300		
	33	249,700	314,500	376,900	428,500	467,100	498,800		
	34	250,300	316,000	378,600	429,600	467,900	499,100		
	35	250,900	317,300	379,900	430,600	468,500	499,500		
	36	251,700	318,800	381,300	431,700	469,000	499,900		
	37	252,500	320,100	382,800	432,600	469,400	500,200		
	38	253,500	321,500	383,900	433,300	469,800	500,600		
	39	254,500	322,900	384,900	434,000	470,100	501,000		
	40	255,300	324,200	386,200	434,700	470,500	501,400		
	41	258,100	325,700	387,300	435,400	470,800	501,700		
	42	259,700	327,200	388,100	436,100	471,100	502,000		
	43	261,300	328,500	389,100	436,700	471,400	502,300		
	44	262,900	329,800	389,900	437,100	471,700	502,500		
	45	264,000	331,200	390,600	437,500	471,900	502,700		
	46	265,400	332,600	391,400	437,700	472,100			
	47	267,000	333,900	392,100	437,900	472,300			
	48	268,600	335,300	393,100	438,100	472,500			
	49	269,600	336,400	393,800	438,300	472,700			
	50	270,600	337,600	394,300	438,500	472,900			
	51	271,700	338,700	394,600	438,700	473,100			
	52	272,800	340,100	395,200	438,900	473,300			

	53	274,000	341,400	395,500	439,100	473,500			
	54	274,900	342,700	396,100	439,300	473,700			
	55	276,000	344,000	396,600	439,500	473,900			
	56	277,400	345,200	397,100	439,700	474,100			
	57	278,200	346,400	397,400	439,900	474,300			
	58	279,000	347,300	398,100	440,100				
	59	279,900	348,200	398,800	440,300				
	60	280,700	349,100	399,500	440,500				
	61	281,400	349,800	400,100	440,700				
	62	282,000	350,600	400,700	440,900				
	63	282,600	351,400	401,400	441,100				
	64	283,400	352,200	402,100	441,300				
	65	284,000	352,800	402,300	441,500				
	66	285,000	353,300	402,700	441,700				
	67	285,900	353,900	403,000	441,900				
	68	286,800	354,500	403,300	442,100				
	69	287,500	355,200	403,600	442,300				
	70	288,300	355,900	403,900	442,500				
	71	289,200	356,600	404,200	442,700				
	72	290,000	357,300	404,500	442,900				
	73	290,700	357,600	404,800	443,100				
	74	291,600	358,200	405,100					
	75	292,400	358,800	405,500					
	76	293,300	359,400	405,900					
	77	293,900	359,700	406,100					
	78	294,400	360,200	406,300					
	79	295,200	360,700	406,500					
	80	296,000	361,200	406,700					
	81	296,800	361,600	406,900					
	82	297,700	362,100	407,100					
	83	298,600	362,500	407,300					
	84	299,400	363,000	407,500					
	85	300,200	363,200	407,700					
	86	301,100	363,700	407,900					
	87	302,000	364,100	408,100					
	88	302,800	364,600	408,300					
	89	303,600	364,900	408,500					
	90	304,500	365,400						
	91	305,300	365,900						
	92	306,000	366,400						
	93	306,700	366,600						
	94	307,400	366,800						
	95	308,000	367,300						
	96	308,600	367,800						
	97	309,300	368,000						
	98	309,800	368,400						
	99	310,200	368,800						
	100	310,900	369,000						
	101	311,500	369,200						
	102	312,000	369,400						
	103	312,500	369,600						
	104	312,900	369,800						
	105	313,300	370,100						
	106	313,500	370,300						
	107	313,700	370,500						
	108	313,900	370,700						

	109	314,100	370,900						
	110	314,300	371,100						
	111	314,500	371,300						
	112	314,700	371,500						
	113	314,900	371,700						
	114	315,100							
	115	315,300							
	116	315,500							
	117	315,700							
	118	316,000							
	119	316,300							
	120	316,600							
	121	316,900							
	122	317,300							
	123	317,700							
	124	317,900							
	125	318,100							
	126	318,500							
	127	318,700							
	128	318,900							
	129	319,100							
	130	319,300							
	131	319,500							
	132	319,700							
	133	319,900							
	134	320,100							
	135	320,300							
	136	320,500							
	137	320,700							
	138	320,900							
	139	321,100							
	140	321,300							
	141	321,500							
	142	321,700							
	143	321,900							
	144	322,100							
	145	322,300							
	146	322,500							
	147	322,700							
	148	322,900							
	149	323,100							
	150	323,300							
	151	323,500							
	152	323,700							
	153	323,900							
	154	324,100							
	155	324,300							
	156	324,500							
	157	324,700							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		251,900	283,600	309,900	339,300	413,800	431,900	450,000	507,200

備考

1　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（附則第3項に規定する職員を除く。）に適用する。

2　職務の級が8級である職員のうち、本庁の部長その他人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	211,300	345,500	381,300	429,600
	2	212,400	347,700	382,900	432,300
	3	213,600	350,000	384,300	434,900
	4	214,700	352,100	385,800	437,500
	5	215,700	354,300	387,100	439,900
	6	217,000	356,400	389,100	442,400
	7	218,300	358,500	391,000	445,000
	8	219,600	360,600	393,000	447,500
	9	220,700	362,300	394,800	449,800
	10	222,500	363,800	396,400	452,200
	11	224,100	365,400	398,100	454,800
	12	225,700	366,900	399,900	457,300
	13	227,200	368,500	401,500	459,800
	14	229,100	370,200	401,900	462,500
	15	231,000	372,000	402,300	465,200
	16	232,800	373,500	402,600	467,900
	17	234,400	375,400	402,900	470,600
	18	236,800	376,900	404,200	473,400
	19	238,800	378,600	405,600	476,200
	20	240,800	380,200	407,000	478,800
	21	243,500	382,000	408,500	481,500
	22	245,900	383,200	410,400	484,000
	23	248,200	384,500	412,200	486,400
	24	250,400	385,800	414,000	488,800
	25	252,500	387,000	415,700	491,400
	26	254,500	388,000	417,300	494,000
	27	256,500	389,200	418,800	496,500
	28	258,600	390,300	420,300	499,100
	29	270,200	391,400	421,900	501,500
	30	271,400	392,600	423,500	503,900
	31	272,500	393,700	425,200	506,300
	32	273,600	394,800	426,800	508,700
	33	274,900	395,900	428,400	511,100
	34	276,300	396,900	430,000	513,500
	35	277,700	397,900	431,600	515,900
	36	279,100	398,800	433,200	518,300
	37	280,500	399,800	435,000	520,900
	38	282,200	401,100	436,500	523,200
	39	283,900	402,400	438,000	525,400
	40	285,500	403,600	439,500	527,700
	41	286,700	404,600	440,900	530,300
	42	289,600	405,800	442,300	532,200
	43	292,400	407,100	443,600	533,900
	44	295,300	408,300	444,900	535,800
	45	297,800	409,400	446,500	537,600
	46	299,800	410,400	448,000	538,900
	47	301,800	411,400	449,600	540,000
	48	303,700	412,400	451,200	541,200
	49	305,600	413,300	452,300	542,600
	50	307,700	414,100	453,800	543,800
	51	309,800	414,700	455,300	544,800
	52	311,900	415,300	456,800	546,000

	53	313,900	415,900	458,400	547,000
	54	315,400	416,700	459,700	547,700
	55	316,900	417,500	461,100	548,300
	56	318,400	418,300	462,400	549,000
	57	319,900	418,800	463,500	549,600
	58	321,200	419,600	464,700	550,100
	59	322,600	420,400	465,800	550,700
	60	324,000	421,200	466,900	551,300
	61	325,400	421,900	467,800	551,900
	62	326,400	422,600	468,400	552,500
	63	327,500	423,300	469,000	553,100
	64	328,500	424,000	469,600	553,700
	65	328,900	424,500	470,000	554,500
	66	329,400	425,100	470,500	555,100
	67	329,900	425,700	470,900	555,800
	68	330,300	426,300	471,400	556,600
	69	330,700	426,900	471,600	557,500
	70	331,200	427,100	472,000	558,200
	71	331,700	427,300	472,400	558,900
	72	332,200	427,600	472,800	559,600
	73	332,600	427,800	473,000	560,400
	74	333,000	428,100	473,200	
	75	333,500	428,400	473,500	
	76	334,000	428,800	473,800	
	77	334,400	429,100	474,000	
	78	335,000	429,300	474,300	
	79	335,600	429,500	474,700	
	80	336,200	429,700	475,100	
	81	336,700	429,900	475,300	
	82	337,200	430,200		
	83	337,800	430,500		
	84	338,500	430,700		
	85	339,100	431,000		
	86	339,600	431,300		
	87	340,200	431,600		
	88	340,800	431,900		
	89	341,300	432,100		
	90	342,000	432,400		
	91	342,700	432,700		
	92	343,400	433,000		
	93	344,000	433,200		
	94	344,800			
	95	345,500			
	96	346,300			
	97	346,800			
	98	347,400			
	99	348,100			
	100	348,800			
	101	349,500			
	102	350,200			
	103	350,900			
	104	351,600			
	105	352,200			
	106	352,700			
	107	353,300			
	108	353,800			

	109	354,300			
	110	354,600			
	111	354,900			
	112	355,200			
	113	355,400			
	114	355,700			
	115	356,000			
	116	356,300			
	117	356,600			
	118	357,000			
	119	357,400			
	120	357,900			
	121	358,400			
	122	358,900			
	123	359,400			
	124	359,900			
	125	360,300			
	126	360,800			
	127	361,200			
	128	361,700			
	129	362,300			
	130	362,800			
	131	363,300			
	132	363,800			
	133	364,100			
	134	364,600			
	135	365,000			
	136	365,500			
	137	365,900			
	138	366,400			
	139	366,900			
	140	367,400			
	141	368,000			
	142	368,400			
	143	368,800			
	144	369,100			
	145	369,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		304,000	332,600	380,600	444,600

備考

この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ　医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	338,700	449,100	472,600	619,700	654,400
	2	341,200	451,000	474,600		
	3	343,700	452,900	476,400		
	4	346,200	454,700	478,200		
	5	348,500	456,500	479,800		
	6	351,300	458,400	482,100		
	7	354,000	460,200	484,200		
	8	356,600	462,000	486,400		
	9	359,400	463,600	488,100		
	10	362,800	465,600	490,000		
	11	366,500	467,500	491,900		
	12	370,200	469,400	493,800		
	13	374,000	471,000	495,500		
	14	378,000	472,500	497,300		
	15	382,100	474,000	498,900		
	16	386,100	475,500	500,500		
	17	389,500	477,100	502,100		
	18	393,800	478,400	503,900		
	19	398,000	479,600	505,700		
	20	402,300	480,900	507,400		
	21	406,500	482,200	508,900		
	22	409,500	483,700	510,800		
	23	412,600	485,200	512,800		
	24	415,700	486,700	514,800		
	25	418,100	488,200	516,600		
	26	419,900	489,800	518,600		
	27	421,600	491,400	520,600		
	28	423,400	493,000	522,700		
	29	425,200	494,500	524,700		
	30	425,900	496,100	526,500		
	31	426,600	497,700	528,300		
	32	427,300	499,400	530,100		
	33	427,800	501,000	531,700		
	34	428,500	502,200	533,300		
	35	429,200	503,400	535,000		
	36	430,000	504,600	536,700		
	37	430,700	505,600	538,300		
	38	431,500	507,100	539,600		
	39	432,300	508,600	540,900		
	40	433,100	510,100	542,400		
	41	433,800	511,500	543,700		
	42	434,400	512,400	545,100		
	43	434,900	513,300	546,500		
	44	435,400	514,300	547,800		
	45	435,800	515,200	549,000		
	46	436,300	516,100	550,600		
	47	436,800	517,000	552,200		
	48	437,300	517,900	553,800		
	49	437,700	518,600	555,200		
	50	438,200	519,200	556,400		
	51	438,700	519,800	557,600		
	52	439,100	520,400	558,800		

	53	439,400	520,900	559,900		
	54	439,700	521,500	561,000		
	55	440,100	522,100	562,000		
	56	440,500	522,700	563,000		
	57	440,800	523,200	563,900		
	58	441,100	523,700	564,800		
	59	441,400	524,100	565,700		
	60	441,700	524,500	566,600		
	61	442,000	524,700	567,300		
	62	442,300	525,300	567,800		
	63	442,500	525,900	568,500		
	64	442,700	526,500	569,100		
	65	442,900	526,900	569,800		
	66		527,400	570,500		
	67		528,000	571,300		
	68		528,600	572,100		
	69		529,100	573,000		
	70		529,700	573,700		
	71		530,300	574,400		
	72		530,900	575,100		
	73		531,100	575,600		
	74		531,300	576,100		
	75		531,500	576,400		
	76		531,700	576,700		
	77		531,900	577,100		
	78		532,100	577,700		
	79		532,300	578,200		
	80		532,500	578,700		
	81		532,700	579,100		
	82		532,900	579,700		
	83		533,100	580,300		
	84		533,300	580,900		
	85		533,500	581,100		
	86			581,400		
	87			581,700		
	88			582,000		
	89			582,300		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		356,700	404,600	464,500	547,300	658,700

備考

1　この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　職務の級が5級である職員のうち、本庁の部長であるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。

ロ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	211,900	296,400	336,600	386,900	406,700
	2	213,300	297,200	338,500	388,600	409,000
	3	214,700	298,000	340,300	390,400	411,300
	4	216,100	298,700	342,100	392,200	413,600
	5	217,300	299,200	344,000	394,000	416,000
	6	219,200	299,700	345,900	396,100	418,500
	7	221,000	300,200	347,800	398,100	421,000
	8	222,800	300,700	349,600	400,100	423,500
	9	224,200	301,200	351,200	402,100	426,200
	10	225,800	301,800	352,800	404,200	428,400
	11	227,500	302,500	354,300	406,200	430,700
	12	229,000	303,200	355,900	408,200	433,000
	13	230,300	303,700	357,400	410,100	434,900
	14	232,400	305,000	359,200	411,900	436,900
	15	234,400	306,300	361,000	413,400	438,700
	16	236,400	307,500	362,800	415,100	440,700
	17	238,300	308,700	364,700	416,800	442,400
	18	240,200	309,800	366,500	418,300	444,400
	19	241,900	311,000	368,300	419,800	446,400
	20	243,700	312,100	370,000	421,300	448,500
	21	245,600	313,200	371,800	422,700	450,500
	22	247,200	314,400	373,200	424,000	452,100
	23	248,700	315,600	374,700	425,200	453,500
	24	250,200	316,800	376,200	426,500	455,100
	25	255,700	317,900	377,800	427,600	456,800
	26	256,300	319,100	379,300	428,800	458,100
	27	257,100	320,400	380,800	430,000	459,400
	28	257,800	321,600	382,300	431,200	460,700
	29	258,500	322,800	383,700	432,200	462,000
	30	259,200	324,300	385,000	433,000	463,000
	31	259,900	325,800	386,300	433,800	464,000
	32	260,600	327,200	387,600	434,600	465,000
	33	261,300	328,600	388,900	435,200	466,100
	34	262,000	330,000	389,900	435,800	467,100
	35	262,700	331,400	390,900	436,400	468,100
	36	263,500	332,700	391,900	436,900	468,900
	37	264,100	334,000	392,900	437,200	469,600
	38	265,000	335,400	393,600	437,400	470,000
	39	266,100	336,800	394,400	437,600	470,400
	40	267,200	338,200	395,200	437,800	470,700
	41	268,400	339,600	395,900	438,000	471,000
	42	269,500	340,900	396,900	438,300	471,200
	43	270,600	342,200	397,900	438,500	471,400
	44	271,800	343,500	398,900	438,700	471,600
	45	272,500	344,700	399,600	439,000	471,800
	46	273,400	345,800	400,500	439,200	472,000
	47	274,200	346,900	401,400	439,400	472,200
	48	275,000	348,100	402,300	439,600	472,400
	49	275,800	349,300	402,800	439,800	472,600
	50	276,500	350,200	403,600	440,000	472,800
	51	277,300	351,100	404,400	440,200	473,000
	52	278,100	352,000	405,200	440,500	473,200

	53	279,000	352,900	405,700	440,700	473,400
	54	279,600	353,800	406,400	441,000	
	55	280,200	354,600	407,100	441,200	
	56	280,800	355,400	407,800	441,400	
	57	281,500	356,000	408,400	441,600	
	58	282,400	356,800	409,100	441,800	
	59	283,200	357,600	409,700	442,000	
	60	284,000	358,300	410,200	442,200	
	61	284,700	358,800	410,500	442,400	
	62	285,600	359,400	410,900		
	63	286,400	360,000	411,200		
	64	287,200	360,600	411,500		
	65	288,000	361,000	411,900		
	66	288,900	361,700	412,300		
	67	289,800	362,400	412,600		
	68	290,700	363,100	412,900		
	69	291,600	363,600	413,200		
	70	292,500	364,200	413,600		
	71	293,300	364,800	414,100		
	72	294,100	365,400	414,500		
	73	294,700	365,700	414,800		
	74	295,400	366,300	415,100		
	75	296,100	366,900	415,400		
	76	296,800	367,500	415,700		
	77	297,400	367,700	416,000		
	78	298,200	368,200	416,300		
	79	299,000	368,700	416,600		
	80	299,700	369,200	416,900		
	81	300,500	369,400	417,300		
	82	301,200	369,800	417,600		
	83	301,800	370,200	417,900		
	84	302,400	370,500	418,200		
	85	303,000	370,700	418,500		
	86	303,600	371,100	418,700		
	87	304,300	371,500	418,900		
	88	304,900	371,900	419,100		
	89	305,600	372,400	419,300		
	90	306,300	372,800			
	91	307,000	373,200			
	92	307,700	373,500			
	93	308,300	373,700			
	94	308,900	374,000			
	95	309,400	374,300			
	96	309,900	374,500			
	97	310,500	374,700			
	98	310,900	374,900			
	99	311,300	375,100			
	100	311,600	375,300			
	101	311,900	375,500			
	102	312,200	375,700			
	103	312,600	375,900			
	104	313,000	376,100			
	105	313,200	376,300			
	106	313,400				
	107	313,600				
	108	313,800				

	109	314,100				
	110	314,300				
	111	314,500				
	112	314,700				
	113	314,900				
	114	315,100				
	115	315,300				
	116	315,500				
	117	315,700				
	118	315,900				
	119	316,100				
	120	316,300				
	121	316,500				
	122	316,700				
	123	316,900				
	124	317,100				
	125	317,300				
	126	317,500				
	127	317,700				
	128	317,900				
	129	318,100				
	130	318,300				
	131	318,500				
	132	318,700				
	133	318,900				
	134	319,100				
	135	319,300				
	136	319,500				
	137	319,700				
	138	319,900				
	139	320,100				
	140	320,300				
	141	320,500				
	142	320,700				
	143	320,900				
	144	321,100				
	145	321,300				
	146	321,500				
	147	321,700				
	148	321,900				
	149	322,100				
	150	322,300				
	151	322,500				
	152	322,700				
	153	322,900				
	154	323,100				
	155	323,300				
	156	323,500				
	157	323,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		251,500	287,700	318,500	377,400	422,600

備考

この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	232,800	295,500	313,400	339,500	365,600
	2	234,200	297,000	313,900	340,600	367,600
	3	235,700	298,500	314,800	341,900	369,600
	4	237,100	299,900	315,600	343,200	371,600
	5	238,500	301,000	316,300	344,400	373,400
	6	240,000	301,500	317,200	345,900	375,400
	7	241,500	301,900	318,400	347,500	377,500
	8	243,000	302,300	319,500	349,100	379,400
	9	244,100	302,500	320,400	350,700	381,400
	10	245,700	302,700	321,200	352,000	383,000
	11	247,200	303,100	322,000	353,300	384,500
	12	248,700	303,500	322,900	354,600	386,000
	13	250,200	303,700	324,000	355,900	387,900
	14	252,300	303,900	324,900	357,300	389,700
	15	254,300	304,200	326,000	358,700	391,600
	16	256,500	304,500	327,100	360,200	393,500
	17	268,100	304,700	328,000	361,700	395,300
	18	270,600	304,900	329,000	363,200	397,200
	19	272,800	305,100	330,100	364,600	398,900
	20	275,100	305,300	331,300	365,900	400,900
	21	277,300	305,500	332,300	367,300	402,700
	22	278,700	305,800	333,700	368,600	404,700
	23	280,000	306,500	335,200	369,900	406,500
	24	281,300	307,000	336,600	371,200	408,500
	25	282,600	307,500	337,800	372,900	410,400
	26	282,800	308,300	339,100	374,500	412,000
	27	283,000	309,300	340,200	376,100	413,500
	28	283,200	310,300	341,300	377,700	415,000
	29	283,400	311,100	342,500	379,200	416,700
	30	283,800	311,900	343,800	380,800	418,600
	31	284,200	312,700	345,100	382,300	420,500
	32	284,600	313,600	346,400	383,900	422,300
	33	284,900	314,500	347,600	385,200	424,100
	34	285,400	315,400	348,800	386,500	425,800
	35	286,000	316,300	350,100	387,900	427,600
	36	286,600	317,200	351,200	389,400	429,400
	37	287,200	318,000	352,200	390,900	431,100
	38	288,200	318,700	353,200	391,900	432,900
	39	289,500	319,300	354,300	393,100	434,700
	40	290,900	320,100	355,300	394,200	436,500
	41	292,700	320,900	356,500	395,500	438,200
	42	293,400	321,900	357,600	396,900	439,700
	43	294,100	323,200	358,800	398,200	441,300
	44	294,800	324,500	360,000	399,500	442,900
	45	295,300	325,600	361,200	401,000	444,200
	46	295,600	326,700	362,400	402,200	445,400
	47	295,900	327,700	363,600	403,400	446,600
	48	296,200	328,600	364,900	404,600	447,800
	49	296,600	329,400	365,600	405,700	449,100
	50	296,800	330,500	366,800	406,700	450,300
	51	297,000	331,600	367,900	407,700	451,500
	52	297,200	332,700	369,000	408,700	452,700

	53	297,500	333,800	370,000	409,600	453,800
	54	297,700	334,800	370,900	410,300	454,800
	55	297,900	335,900	371,900	411,000	455,800
	56	298,100	336,800	372,800	411,500	456,700
	57	298,300	337,900	373,900	412,000	457,600
	58	298,700	338,900	375,100	412,300	458,300
	59	299,200	339,900	376,300	412,700	459,000
	60	299,700	340,800	377,500	413,100	459,600
	61	300,300	341,900	378,400	413,400	460,100
	62	300,900	342,800	379,500	413,700	460,600
	63	301,700	343,900	380,600	414,100	461,100
	64	302,500	345,000	381,700	414,500	461,500
	65	303,200	345,900	382,500	414,900	461,900
	66	304,000	347,000	383,600	415,200	462,300
	67	304,800	348,100	384,600	415,500	462,700
	68	305,600	349,200	385,700	415,800	463,000
	69	306,400	349,900	386,700	416,000	463,300
	70	307,400	350,900	387,500	416,200	
	71	308,400	351,800	388,300	416,400	
	72	309,400	352,700	389,100	416,600	
	73	310,300	353,700	389,900	416,800	
	74	311,000	354,500	390,300	417,000	
	75	311,800	355,400	390,800	417,200	
	76	312,600	356,300	391,300	417,400	
	77	313,400	357,200	391,800	417,600	
	78	314,500	358,400	392,200	417,800	
	79	315,600	359,600	392,600	418,000	
	80	316,700	360,800	393,000	418,200	
	81	317,700	361,900	393,400	418,500	
	82	318,700	363,000	393,700	418,700	
	83	319,700	364,100	394,000	418,900	
	84	320,700	365,200	394,300	419,100	
	85	321,600	366,200	394,500	419,300	
	86	322,700	367,200	394,800	419,500	
	87	323,800	368,200	395,000	419,700	
	88	324,900	369,200	395,200	419,900	
	89	326,100	370,000	395,400	420,100	
	90	327,100	370,700	395,600		
	91	328,100	371,500	395,800		
	92	329,000	372,300	396,000		
	93	329,800	373,000	396,300		
	94	330,700	373,600	396,500		
	95	331,600	374,200	396,700		
	96	332,400	374,800	396,900		
	97	333,300	375,200	397,100		
	98	334,200	375,700	397,300		
	99	335,200	376,100	397,500		
	100	336,200	376,600	397,700		
	101	337,100	377,100	397,900		
	102	338,200	377,400	398,100		
	103	339,200	377,800	398,300		
	104	340,100	378,200	398,500		
	105	340,700	378,700	398,700		
	106	341,300	379,100			
	107	341,800	379,500			
	108	342,400	379,900			

	109	342,900	380,200			
	110	343,300	380,600			
	111	343,700	381,000			
	112	344,000	381,400			
	113	344,300	381,700			
	114	344,800	382,000			
	115	345,300	382,300			
	116	345,800	382,600			
	117	346,300	382,900			
	118	346,800	383,200			
	119	347,300	383,500			
	120	347,800	383,800			
	121	348,200	384,100			
	122	348,600	384,400			
	123	348,900	384,600			
	124	349,200	384,800			
	125	349,400	385,000			
	126	349,700				
	127	350,000				
	128	350,300				
	129	350,700				
	130	351,000				
	131	351,300				
	132	351,600				
	133	351,800				
	134	352,100				
	135	352,400				
	136	352,700				
	137	352,900				
	138	353,200				
	139	353,500				
	140	353,800				
	141	354,000				
	142	354,300				
	143	354,600				
	144	354,900				
	145	355,200				
	146	355,500				
	147	355,800				
	148	356,100				
	149	356,400				
	150	356,600				
	151	356,800				
	152	357,000				
	153	357,200				
	154	357,400				
	155	357,600				
	156	357,800				
	157	358,000				
	158	358,200				
	159	358,400				
	160	358,600				
	161	358,800				
	162	359,000				
	163	359,200				
	164	359,400				
	165	359,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		301,200	308,700	320,400	338,700	378,100

備考

この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表

イ　高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	224,800	259,900	344,100	429,600	499,000
	2	226,300	262,700	346,200	431,000	500,500
	3	227,800	265,400	348,200	432,400	502,000
	4	229,300	268,000	350,200	433,800	503,500
	5	231,200	270,700	352,400	435,300	504,900
	6	233,100	272,300	354,300	436,600	505,700
	7	235,000	273,900	356,400	438,000	506,500
	8	236,900	275,400	358,500	439,400	507,200
	9	238,700	276,900	360,500	440,600	508,100
	10	240,800	277,300	362,400	441,900	508,900
	11	242,800	277,800	364,300	443,300	509,700
	12	244,700	278,300	366,100	444,700	510,500
	13	246,500	278,800	367,900	445,800	511,200
	14	248,900	279,700	369,600	447,300	512,000
	15	251,300	280,600	371,200	448,800	512,800
	16	253,800	281,500	372,800	450,400	513,600
	17	256,300	282,400	374,500	452,000	514,500
	18	258,900	283,600	376,300	453,500	515,300
	19	261,300	284,800	378,100	455,100	515,900
	20	263,700	285,900	379,900	456,700	516,500
	21	265,900	286,700	381,700	457,900	517,200
	22	267,500	289,300	383,500	459,500	517,800
	23	269,000	292,000	385,300	461,100	518,400
	24	270,500	294,700	387,100	462,600	519,000
	25	271,900	297,300	388,800	464,100	519,600
	26	272,300	299,400	390,500	465,400	520,200
	27	272,700	301,400	392,400	466,700	520,800
	28	273,100	303,300	394,200	468,000	521,400
	29	273,400	304,900	396,300	469,300	522,000
	30	274,000	306,600	398,100	470,500	
	31	274,600	308,300	400,100	471,600	
	32	275,300	310,100	402,000	472,800	
	33	276,000	311,800	404,000	474,100	
	34	277,100	313,700	405,800	475,300	
	35	278,100	315,600	407,700	476,700	
	36	279,100	317,500	409,500	478,200	
	37	279,600	319,300	411,500	479,600	
	38	281,000	320,500	413,200	481,100	
	39	282,500	321,700	414,900	482,600	
	40	284,000	322,800	416,700	484,100	
	41	285,800	323,800	418,300	485,500	
	42	286,400	325,800	419,900	486,400	
	43	287,000	327,800	421,500	487,300	
	44	287,700	329,700	423,100	488,200	
	45	288,200	331,400	424,800	488,800	
	46	289,000	333,300	426,100	489,700	
	47	289,800	335,200	427,400	490,600	
	48	290,500	337,100	428,700	491,300	
	49	291,100	338,800	430,000	491,900	
	50	291,800	340,800	431,200	492,400	
	51	292,600	342,800	432,500	492,900	
	52	293,400	344,700	433,800	493,400	

		53	294,100	346,600	435,000	493,800	
		54	294,700	348,600	436,400	494,400	
		55	295,400	350,600	437,700	494,800	
		56	296,000	352,500	439,100	495,200	
		57	296,500	354,400	440,600	495,600	
		58	297,200	356,100	442,000	496,000	
		59	298,000	357,800	443,400	496,400	
		60	298,700	359,500	444,800	496,800	
		61	299,500	361,300	446,100	497,200	
		62	300,300	363,200	447,500		
		63	301,100	365,100	448,900		
		64	301,800	367,000	450,300		
		65	302,700	368,900	451,600		
		66	303,700	370,700	452,700		
		67	304,700	372,600	453,900		
		68	305,500	374,700	455,000		
		69	306,400	376,300	456,000		
		70	307,200	378,100	456,700		
		71	308,100	380,000	457,400		
		72	308,800	381,900	458,100		
		73	309,500	383,800	458,700		
		74	310,200	385,700	459,400		
		75	310,900	387,600	460,100		
		76	311,700	389,500	460,800		
		77	312,500	391,500	461,300		
		78	313,200	393,300	461,900		
		79	314,000	395,100	462,500		
		80	314,800	397,000	463,100		
		81	315,400	399,000	463,800		
		82	316,300	400,600	464,000		
		83	317,200	402,200	464,200		
		84	318,000	403,800	464,400		
		85	318,500	405,600	464,600		
		86	319,300	407,000	464,800		
		87	320,000	408,400	465,000		
		88	320,800	409,800	465,200		
		89	321,600	411,100	465,500		
		90	322,400	412,400	465,700		
		91	323,300	413,700	465,900		
		92	324,200	415,000	466,100		
		93	324,800	416,400	466,300		
		94	325,700	417,500	466,500		
		95	326,600	418,700	466,700		
		96	327,400	419,900	466,900		
		97	328,100	421,200	467,100		
		98	328,900	422,400			
		99	329,700	423,600			
		100	330,500	424,900			
		101	331,200	426,200			
		102	332,000	427,300			
		103	332,800	428,400			
		104	333,600	429,500			
		105	334,200	430,500			
		106	335,000	431,600			
		107	335,700	432,700			
		108	336,400	433,800			

	109	336,900	434,700			
	110	337,400	435,500			
	111	337,900	436,400			
	112	338,400	437,200			
	113	338,900	438,000			
	114	339,400	438,500			
	115	339,900	438,900			
	116	340,400	439,200			
	117	340,800	439,400			
	118	341,300	439,800			
	119	341,800	440,200			
	120	342,300	440,600			
	121	342,700	441,000			
	122	343,200	441,200			
	123	343,600	441,400			
	124	344,000	441,700			
	125	344,500	442,000			
	126	344,900	442,200			
	127	345,300	442,400			
	128	345,500	442,600			
	129	345,700	442,900			
	130	345,900	443,100			
	131	346,100	443,300			
	132	346,300	443,500			
	133	346,500	443,700			
	134	346,700	443,900			
	135	346,900	444,100			
	136	347,100	444,300			
	137	347,300	444,500			
	138	347,500	444,700			
	139	347,700	444,900			
	140	347,900	445,100			
	141	348,100	445,300			
	142	348,300	445,500			
	143	348,500	445,700			
	144	348,700	445,900			
	145	348,900	446,100			
	146	349,100	446,300			
	147	349,300	446,500			
	148	349,500	446,700			
	149	349,700	446,900			
	150	349,900				
	151	350,100				
	152	350,300				
	153	350,500				
	154	350,700				
	155	350,900				
	156	351,100				
	157	351,300				
	158	351,500				
	159	351,700				
	160	351,900				
	161	352,100				
	162	352,300				
	163	352,500				
	164	352,700				

	165 166 167 168 169	352,900 353,100 353,300 353,500 353,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円 273,600	円 322,100	円 354,600	円 384,500	円 479,700

備考

1　この表は、高等学校若しくは特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員又は学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

2　この表の1級の165号給から169号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。

3　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に30,700円を、同じく4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、23,000円をそれぞれ加算した額とする。

ロ　小学校・中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	224,800	241,700	344,100	414,800	464,700
	2	226,300	243,800	346,200	416,200	465,700
	3	227,800	245,900	348,200	417,500	466,700
	4	229,300	247,900	350,200	418,800	467,900
	5	231,200	249,900	352,400	420,000	468,900
	6	233,100	252,400	354,300	421,500	469,800
	7	235,000	254,800	356,400	422,900	470,600
	8	236,900	257,200	358,500	424,400	471,500
	9	238,700	259,900	360,500	425,900	472,600
	10	240,800	262,700	362,400	427,300	473,400
	11	242,800	265,400	364,300	428,600	474,200
	12	244,700	268,000	366,100	429,900	475,100
	13	246,500	270,700	367,900	431,200	475,900
	14	248,900	272,300	369,600	432,300	476,600
	15	251,300	273,900	371,200	433,400	477,300
	16	253,800	275,400	372,800	434,500	477,900
	17	256,300	276,900	374,500	435,700	478,500
	18	258,900	277,300	376,300	436,400	479,200
	19	261,300	277,800	378,100	437,200	479,900
	20	263,700	278,300	379,900	437,900	480,600
	21	265,900	278,800	381,500	438,600	481,100
	22	267,500	279,700	383,300	439,900	481,800
	23	269,000	280,600	385,100	441,300	482,500
	24	270,500	281,500	386,800	442,700	483,200
	25	271,900	282,400	388,600	443,700	483,800
	26	272,200	283,600	390,100	444,900	484,500
	27	272,500	284,800	391,600	446,100	485,200
	28	272,900	285,900	393,200	447,300	485,900
	29	273,300	286,700	394,800	448,100	486,400
	30	273,900	289,300	396,100	449,300	487,100
	31	274,600	292,000	397,400	450,500	487,800
	32	275,300	294,700	398,700	451,700	488,500
	33	276,000	297,300	400,100	452,600	489,100
	34	276,900	299,400	401,400	453,200	489,800
	35	277,700	301,400	402,700	453,800	490,500
	36	278,500	303,300	404,000	454,400	491,200
	37	279,000	304,900	405,400	455,000	491,700
	38	280,400	306,600	406,600	455,600	
	39	281,800	308,300	407,800	456,200	
	40	283,200	310,100	409,000	456,800	
	41	284,600	311,800	410,400	457,200	
	42	285,300	313,700	411,500	457,700	
	43	286,000	315,600	412,600	458,200	
	44	286,600	317,500	413,700	458,700	
	45	287,100	319,300	414,800	459,100	
	46	288,000	320,500	415,800	459,400	
	47	288,900	321,700	416,900	459,700	
	48	289,700	322,800	418,000	460,000	
	49	290,000	323,800	418,900	460,500	
	50	290,800	325,800	419,700	460,800	
	51	291,600	327,800	420,500	461,100	
	52	292,400	329,700	421,300	461,400	

	53	293,000	331,400	422,200	461,600		
	54	293,800	333,300	423,400	461,900		
	55	294,500	335,200	424,600	462,200		
	56	295,100	337,100	425,800	462,500		
	57	295,600	338,800	426,800	462,800		
	58	296,300	340,800	427,900	463,100		
	59	296,900	342,800	429,000	463,400		
	60	297,400	344,700	430,100	463,700		
	61	298,100	346,600	430,900	464,000		
	62	298,800	348,600	431,900	464,200		
	63	299,500	350,600	432,900	464,400		
	64	300,100	352,500	433,900	464,600		
	65	300,800	354,400	434,800	464,800		
	66	301,700	356,100	435,600	465,000		
	67	302,600	357,800	436,400	465,200		
	68	303,400	359,500	437,200	465,400		
	69	304,300	361,300	437,900	465,600		
	70	305,200	363,200	438,600	465,800		
	71	306,000	365,100	439,300	466,000		
	72	306,800	367,000	440,000	466,200		
	73	307,400	368,900	440,600	466,400		
	74	308,100	370,700	441,000			
	75	308,800	372,600	441,400			
	76	309,500	374,700	441,800			
	77	310,100	376,300	442,200			
	78	310,800	377,800	442,500			
	79	311,600	379,200	442,800			
	80	312,400	380,800	443,100			
	81	312,900	382,400	443,500			
	82	313,800	383,700	443,800			
	83	314,600	385,200	444,100			
	84	315,400	386,600	444,400			
	85	316,100	388,100	444,600			
	86	316,800	389,500	444,800			
	87	317,400	390,900	445,000			
	88	318,000	392,200	445,200			
	89	318,500	393,700	445,400			
	90	319,000	395,000	445,600			
	91	319,500	396,200	445,800			
	92	320,000	397,400	446,000			
	93	320,400	398,600	446,200			
	94	320,900	399,700	446,400			
	95	321,400	400,800	446,600			
	96	321,800	401,900	446,800			
	97	322,100	402,900	447,000			
	98	322,700	403,600	447,200			
	99	323,300	404,500	447,400			
	100	323,900	405,400	447,600			
	101	324,500	406,400	447,800			
	102	324,700	407,200				
	103	324,900	408,000				
	104	325,100	408,700				
	105	325,300	409,500				
	106	325,500	410,500				
	107	325,700	411,400				
	108	325,900	412,400				

	109	326,100	413,300			
	110	326,300	414,300			
	111	326,500	415,300			
	112	326,700	416,300			
	113	326,900	416,900			
	114	327,200	417,800			
	115	327,500	418,700			
	116	327,800	419,600			
	117	328,000	420,500			
	118	328,300	421,300			
	119	328,600	422,100			
	120	328,800	422,900			
	121	329,000	423,800			
	122	329,200	424,600			
	123	329,400	425,300			
	124	329,600	426,100			
	125	329,800	426,400			
	126	330,000	426,800			
	127	330,200	427,400			
	128	330,400	427,700			
	129	330,600	428,300			
	130	330,800	428,700			
	131	331,000	429,300			
	132	331,200	429,700			
	133	331,400	430,000			
	134	331,600	430,400			
	135	331,800	430,800			
	136	332,000	431,200			
	137	332,200	431,600			
	138	332,400	432,000			
	139	332,600	432,400			
	140	332,800	432,800			
	141	333,000	433,300			
	142	333,200	433,600			
	143	333,400	433,900			
	144	333,600	434,200			
	145	333,800	434,400			
	146	334,000	434,700			
	147	334,200	435,000			
	148	334,400	435,300			
	149	334,600	435,600			
	150	334,800	435,800			
	151	335,000	436,000			
	152	335,200	436,200			
	153	335,400	436,500			
	154	335,600	436,700			
	155	335,800	436,900			
	156	336,000	437,100			
	157	336,200	437,300			
	158		437,500			
	159		437,700			
	160		437,900			
	161		438,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		263,900	319,000	349,400	377,500	468,300

備考

1　この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭（高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に31,700円を、同じく4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、24,200円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	238,600	280,200	304,700	332,000	381,800	446,500	454,600	460,200
	2	240,300	282,100	305,500	332,600	383,700	448,100	456,700	462,200
	3	242,100	284,000	306,200	333,700	385,500	450,000	458,300	463,800
	4	243,800	285,900	306,900	334,500	387,500	451,400	459,600	465,100
	5	245,300	287,500	307,300	335,800	389,200	452,900	460,900	466,600
	6	247,200	288,400	308,600	337,000	391,300	454,300	462,400	468,200
	7	249,000	289,200	310,000	338,500	393,300	455,700	464,200	470,000
	8	250,900	290,100	311,400	340,300	395,300	457,100	465,800	471,600
	9	252,200	291,000	312,700	342,400	397,300	458,800	467,300	473,000
	10	253,800	291,900	313,300	343,400	399,300	460,400	469,000	474,700
	11	255,500	292,800	313,900	344,900	401,300	462,000	470,400	476,300
	12	257,100	293,500	314,400	346,500	403,200	463,600	472,100	478,000
	13	258,800	294,000	314,800	348,600	405,200	465,000	473,500	479,200
	14	261,200	294,600	315,500	349,600	407,200	466,700	475,300	480,600
	15	263,600	295,400	316,200	351,200	409,100	468,400	477,100	482,200
	16	266,000	296,400	316,900	352,800	411,100	470,100	478,800	484,000
	17	268,200	296,800	317,600	354,900	412,900	471,500	480,400	485,400
	18	270,500	298,000	318,000	356,000	414,900	473,100	482,200	487,100
	19	272,800	299,200	318,400	357,600	416,800	474,600	484,000	488,800
	20	275,200	300,400	318,900	359,300	418,600	475,800	485,700	490,600
	21	277,500	301,700	319,300	361,400	420,300	477,000	487,200	492,200
	22	279,300	302,000	319,900	363,100	422,400	477,500	488,900	493,800
	23	281,000	302,300	320,500	365,000	424,400	477,900	490,500	495,400
	24	282,700	302,500	321,100	366,900	426,500	478,300	492,200	497,000
	25	283,900	302,800	322,400	368,700	428,000	478,500	493,500	498,300
	26	284,400	303,200	322,800	370,400	430,400	478,900	494,900	499,700
	27	285,100	303,700	323,700	372,100	432,500	479,300	496,300	501,000
	28	285,800	304,100	324,500	373,900	434,200	479,700	497,700	502,400
	29	286,400	304,500	325,700	375,500	435,900	480,200	498,800	503,700
	30	287,600	304,900	326,600	377,400	437,400	480,600	499,400	504,400
	31	288,800	305,400	328,000	379,200	439,200	481,000	499,900	505,100
	32	289,900	305,800	329,500	381,000	440,700	481,400	500,500	505,800
	33	291,000	306,300	331,600	382,800	442,500	481,800	500,900	506,100
	34	291,800	306,600	332,200	384,600	444,000	482,100	501,500	506,800
	35	292,600	307,000	333,400	386,300	445,500	482,400	502,000	507,500
	36	293,300	307,300	334,600	387,900	447,100	482,700	502,500	508,100
	37	293,700	307,700	336,300	389,700	448,700	483,000	502,900	508,500
	38	294,900	308,200	336,800	391,400	450,100	483,300	503,400	509,200
	39	296,100	308,700	337,900	393,100	451,600	483,600	503,900	509,900
	40	297,300	309,100	339,100	394,700	453,100	483,900	504,400	510,600
	41	298,400	309,500	341,000	396,500	454,700	484,300	504,700	511,200
	42	299,200	310,400	341,500	398,200	456,000	484,600	505,100	511,900
	43	300,000	311,300	342,700	399,800	457,200	484,900	505,600	512,300
	44	300,900	312,200	343,800	401,300	458,500	485,100	506,000	512,600
	45	301,200	313,000	345,700	403,200	459,600	485,400	506,200	512,800
	46	301,500	314,000	347,000	405,200	460,400	485,700	506,700	513,100
	47	301,800	315,000	348,300	407,100	461,000	486,000	507,200	513,400
	48	302,200	316,000	349,600	408,900	461,800	486,300	507,700	513,700
	49	302,500	317,000	351,000	410,300	462,300	486,600	508,100	514,100
	50	302,900	318,000	352,300	412,000	462,700	486,900	508,400	514,400
	51	303,300	318,900	353,600	413,600	463,000	487,200	508,700	514,700
	52	303,700	319,700	354,900	415,200	463,300	487,500	509,000	515,000

	53	304,000	320,700	356,200	416,700	463,500	487,900	509,400	515,400
	54	304,400	321,700	357,600	417,500	463,800	488,200	509,700	515,700
	55	304,700	322,600	359,100	418,600	464,100	488,500	510,000	516,000
	56	305,100	323,600	360,500	419,600	464,400	488,800	510,300	516,300
	57	305,500	324,700	361,700	420,700	464,700	489,100	510,600	516,600
	58	306,100	326,100	363,100	421,700	465,000		510,900	516,900
	59	306,600	327,400	364,600	422,800	465,300		511,200	517,200
	60	307,100	328,700	366,100	423,900	465,600		511,500	517,500
	61	307,600	330,000	367,100	425,100	465,900		511,800	517,800
	62	308,500	331,300	368,400	425,900	466,200			
	63	309,400	332,600	369,700	426,700	466,500			
	64	310,300	333,900	371,000	427,500	466,800			
	65	311,100	335,200	372,400	428,000	467,100			
	66	312,000	336,500	373,600	428,700	467,400			
	67	312,900	337,800	374,800	429,300	467,700			
	68	313,800	339,100	376,000	430,000	468,000			
	69	314,600	340,400	377,300	430,400	468,400			
	70	315,600	341,500	378,700	431,100	468,700			
	71	316,500	342,600	380,000	431,800	469,000			
	72	317,400	343,700	381,400	432,500	469,300			
	73	318,200	344,800	382,300	432,800	469,500			
	74	318,900	346,100	383,700	433,300	469,800			
	75	319,600	347,400	385,100	433,800	470,100			
	76	320,400	348,700	386,400	434,400	470,400			
	77	321,200	350,000	387,500	434,900	470,700			
	78	322,400	351,400	388,700	435,200	471,000			
	79	323,500	352,800	390,100	435,500	471,300			
	80	324,600	354,200	391,300	435,800	471,600			
	81	325,700	355,500	392,500	436,100	472,000			
	82	326,700	357,000	393,500	436,400	472,300			
	83	327,700	358,400	394,700	436,700	472,600			
	84	328,600	359,900	395,900	437,000	472,900			
	85	329,500	361,500	397,000	437,300	473,200			
	86	330,700	363,000	398,200	437,600	473,500			
	87	331,900	364,600	399,400	437,900	473,800			
	88	333,100	366,100	400,500	438,200	474,100			
	89	334,300	367,300	401,900	438,400	474,400			
	90	335,400	368,500	402,400	438,800				
	91	336,500	369,800	402,900	439,200				
	92	337,600	371,000	403,500	439,600				
	93	338,700	372,200	404,000	439,900				
	94	339,800	373,700	404,500	440,300				
	95	340,900	375,200	405,100	440,700				
	96	342,000	376,500	405,700	441,100				
	97	343,100	377,900	406,100	441,500				
	98	344,200	379,100	406,600	441,900				
	99	345,300	380,300	407,100	442,300				
	100	346,400	381,500	407,600	442,700				
	101	347,400	382,800	407,800	443,200				
	102	348,600	383,900	408,400	443,500				
	103	349,800	385,000	409,000	443,800				
	104	351,100	386,100	409,600	444,100				
	105	352,500	387,200	410,100	444,500				
	106	353,700	387,700	410,600	444,700				
	107	355,000	388,300	411,000	445,000				
	108	356,200	388,900	411,500	445,300				

	109	357,400	389,500	411,900	445,600				
	110	358,400	390,100	412,300	445,900				
	111	359,400	390,700	412,700	446,200				
	112	360,400	391,300	413,000	446,500				
	113	361,400	391,500	413,300	446,800				
	114	362,500	392,100	413,500					
	115	363,700	392,700	413,700					
	116	364,800	393,300	414,100					
	117	365,800	393,600	414,400					
	118	366,600	394,200	414,800					
	119	367,600	394,700	415,200					
	120	368,600	395,200	415,600					
	121	369,700	395,400	415,900					
	122	370,600	395,800	416,300					
	123	371,400	396,300	416,700					
	124	372,200	396,800	417,100					
	125	373,100	397,100	417,300					
	126	373,600	397,500	417,700					
	127	374,000	397,900	418,100					
	128	374,400	398,300	418,500					
	129	374,600	398,600	418,800					
	130	374,800	398,800	419,200					
	131	375,200	399,100	419,600					
	132	375,600	399,400	419,900					
	133	375,900	399,600	420,200					
	134	376,200	399,800	420,600					
	135	376,500	400,100	421,000					
	136	376,800	400,400	421,400					
	137	377,100	400,600	421,700					
	138	377,500	400,900	422,100					
	139	377,900	401,300	422,500					
	140	378,200	401,700	422,900					
	141	378,700	401,900	423,200					
	142	378,900	402,200						
	143	379,300	402,600						
	144	379,500	403,000						
	145	379,700	403,200						
	146	379,900							
	147	380,200							
	148	380,500							
	149	380,700							
	150	381,100							
	151	381,500							
	152	381,900							
	153	382,100							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		292,600	306,400	320,500	339,100	357,300	398,800	438,000	474,400

備考

この表は、警察官に適用する。

指定職給料表

号　給	給料月額
	円
1	752,000
2	812,000
3	873,000
4	955,000
5	1,029,000
6	1,102,000
7	1,181,000
8	1,252,000

備考　この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別記第２

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第５条第１項の給料表

号　給	給料月額
	円
1	434,000
2	501,000
3	571,000
4	659,000
5	768,000
6	879,000

同条第２項の給料表

号　給	給料月額
	円
1	361,000
2	400,000
3	431,000

別記第３

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項の給料表

号　給	給料月額
	円
1	413,000
2	462,000
3	520,000
4	590,000
5	671,000
6	784,000
7	920,000

別記第４

教育職給料表

イ　高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	224,800	259,900	323,400	344,100	429,600	499,000
	2	226,300	262,700	325,100	346,200	431,000	500,500
	3	227,800	265,400	326,700	348,200	432,400	502,000
	4	229,300	268,000	328,200	350,200	433,800	503,500
	5	231,200	270,700	329,800	352,400	435,300	504,900
	6	233,100	272,300	331,900	354,300	436,600	505,700
	7	235,000	273,900	333,900	356,400	438,000	506,500
	8	236,900	275,400	335,800	358,500	439,400	507,200
	9	238,700	276,900	337,800	360,500	440,600	508,100
	10	240,800	277,300	339,800	362,400	441,900	508,900
	11	242,800	277,800	341,700	364,300	443,300	509,700
	12	244,700	278,300	343,700	366,100	444,700	510,500
	13	246,500	278,800	345,600	367,900	445,800	511,200
	14	248,900	279,700	347,600	369,600	447,300	512,000
	15	251,300	280,600	349,600	371,200	448,800	512,800
	16	253,800	281,500	351,600	372,800	450,400	513,600
	17	256,300	282,400	353,600	374,500	452,000	514,500
	18	258,900	283,600	355,500	376,300	453,500	515,300
	19	261,300	284,800	357,500	378,100	455,100	515,900
	20	263,700	285,900	359,300	379,900	456,700	516,500
	21	265,900	286,700	361,200	381,700	457,900	517,200
	22	267,500	289,300	362,900	383,500	459,500	517,800
	23	269,000	292,000	364,500	385,300	461,100	518,400
	24	270,500	294,700	366,200	387,100	462,600	519,000
	25	271,900	297,300	367,900	388,800	464,100	519,600
	26	272,300	299,400	369,800	390,500	465,400	520,200
	27	272,700	301,400	371,600	392,400	466,700	520,800
	28	273,100	303,300	373,500	394,200	468,000	521,400
	29	273,400	304,900	375,300	396,300	469,300	522,000
	30	274,000	306,600	377,100	398,100	470,500	
	31	274,600	308,300	379,000	400,100	471,600	
	32	275,300	310,100	380,900	402,000	472,800	
	33	276,000	311,800	382,600	404,000	474,100	
	34	277,100	313,700	384,300	405,800	475,300	
	35	278,100	315,600	386,200	407,700	476,700	
	36	279,100	317,500	388,100	409,500	478,200	
	37	279,600	319,300	390,100	411,500	479,600	
	38	281,000	320,500	391,900	413,200	481,100	
	39	282,500	321,700	393,900	414,900	482,600	
	40	284,000	322,800	395,800	416,700	484,100	
	41	285,800	323,800	397,800	418,300	485,500	
	42	286,400	325,800	399,600	419,900	486,400	
	43	287,000	327,800	401,400	421,500	487,300	
	44	287,700	329,700	403,300	423,100	488,200	
	45	288,200	331,400	405,300	424,800	488,800	
	46	289,000	333,300	406,900	426,100	489,700	
	47	289,800	335,200	408,600	427,400	490,600	
	48	290,500	337,100	410,300	428,700	491,300	
	49	291,100	338,800	412,000	430,000	491,900	
	50	291,800	340,800	413,500	431,200	492,400	
	51	292,600	342,800	415,000	432,500	492,900	
	52	293,400	344,700	416,500	433,800	493,400	

	53	294,100	346,600	418,000	435,000	493,800	
	54	294,700	348,600	419,300	436,400	494,400	
	55	295,400	350,600	420,600	437,700	494,800	
	56	296,000	352,500	421,900	439,100	495,200	
	57	296,500	354,400	423,200	440,600	495,600	
	58	297,200	356,100	424,400	442,000	496,000	
	59	298,000	357,800	425,600	443,400	496,400	
	60	298,700	359,500	426,900	444,800	496,800	
	61	299,500	361,300	428,100	446,100	497,200	
	62	300,300	363,200	429,400	447,500		
	63	301,100	365,100	430,700	448,900		
	64	301,800	367,000	432,000	450,300		
	65	302,700	368,900	433,400	451,600		
	66	303,700	370,700	434,700	452,700		
	67	304,700	372,600	435,900	453,900		
	68	305,500	374,700	437,200	455,000		
	69	306,400	376,300	438,300	456,000		
	70	307,200	378,100	439,600	456,700		
	71	308,100	380,000	440,800	457,400		
	72	308,800	381,900	442,100	458,100		
	73	309,500	383,800	443,200	458,700		
	74	310,200	385,700	444,100	459,400		
	75	310,900	387,600	445,200	460,100		
	76	311,700	389,500	446,100	460,800		
	77	312,500	391,500	447,000	461,300		
	78	313,200	393,300	447,600	461,900		
	79	314,000	395,100	448,200	462,500		
	80	314,800	397,000	448,700	463,100		
	81	315,400	399,000	449,100	463,800		
	82	316,300	400,600	449,600	464,000		
	83	317,200	402,200	450,200	464,200		
	84	318,000	403,800	450,700	464,400		
	85	318,500	405,600	451,200	464,600		
	86	319,300	407,000	451,600	464,800		
	87	320,000	408,400	452,000	465,000		
	88	320,800	409,800	452,400	465,200		
	89	321,600	411,100	452,900	465,500		
	90	322,400	412,400	453,100	465,700		
	91	323,300	413,700	453,300	465,900		
	92	324,200	415,000	453,500	466,100		
	93	324,800	416,400	453,800	466,300		
	94	325,700	417,500	454,000	466,500		
	95	326,600	418,700	454,200	466,700		
	96	327,400	419,900	454,400	466,900		
	97	328,100	421,200	454,600	467,100		
	98	328,900	422,400	454,800			
	99	329,700	423,600	455,000			
	100	330,500	424,900	455,200			
	101	331,200	426,200	455,400			
	102	332,000	427,300	455,600			
	103	332,800	428,400	455,800			
	104	333,600	429,500	456,000			
	105	334,200	430,500	456,200			
	106	335,000	431,600	456,400			
	107	335,700	432,700	456,600			
	108	336,400	433,800	456,800			

	109	336,900	434,700	457,000			
	110	337,400	435,500				
	111	337,900	436,400				
	112	338,400	437,200				
	113	338,900	438,000				
	114	339,400	438,500				
	115	339,900	438,900				
	116	340,400	439,200				
	117	340,800	439,400				
	118	341,300	439,800				
	119	341,800	440,200				
	120	342,300	440,600				
	121	342,700	441,000				
	122	343,200	441,200				
	123	343,600	441,400				
	124	344,000	441,700				
	125	344,500	442,000				
	126	344,900	442,200				
	127	345,300	442,400				
	128	345,500	442,600				
	129	345,700	442,900				
	130	345,900	443,100				
	131	346,100	443,300				
	132	346,300	443,500				
	133	346,500	443,700				
	134	346,700	443,900				
	135	346,900	444,100				
	136	347,100	444,300				
	137	347,300	444,500				
	138	347,500	444,700				
	139	347,700	444,900				
	140	347,900	445,100				
	141	348,100	445,300				
	142	348,300	445,500				
	143	348,500	445,700				
	144	348,700	445,900				
	145	348,900	446,100				
	146	349,100	446,300				
	147	349,300	446,500				
	148	349,500	446,700				
	149	349,700	446,900				
	150	349,900					
	151	350,100					
	152	350,300					
	153	350,500					
	154	350,700					
	155	350,900					
	156	351,100					
	157	351,300					
	158	351,500					
	159	351,700					
	160	351,900					
	161	352,100					
	162	352,300					
	163	352,500					
	164	352,700					

	165 166 167 168 169	352,900 353,100 353,300 353,500 353,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 273,600	円 322,100	円 338,400	円 354,600	円 384,500	円 479,700

備考

1　この表は、高等学校若しくは特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員又は学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

2　この表の1級の165号給から169号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。

3　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に30,700円を、同じく6級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、23,000円をそれぞれ加算した額とする。

ロ　小学校・中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円		円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	224,800	241,700	323,400	344,100	414,800	464,700
	2	226,300	243,800	325,100	346,200	416,200	465,700
	3	227,800	245,900	326,700	348,200	417,500	466,700
	4	229,300	247,900	328,200	350,200	418,800	467,900
	5	231,200	249,900	329,800	352,400	420,000	468,900
	6	233,100	252,400	331,900	354,300	421,500	469,800
	7	235,000	254,800	333,900	356,400	422,900	470,600
	8	236,900	257,200	335,800	358,500	424,400	471,500
	9	238,700	259,900	337,800	360,500	425,900	472,600
	10	240,800	262,700	339,800	362,400	427,300	473,400
	11	242,800	265,400	341,700	364,300	428,600	474,200
	12	244,700	268,000	343,700	366,100	429,900	475,100
	13	246,500	270,700	345,600	367,900	431,200	475,900
	14	248,900	272,300	347,600	369,600	432,300	476,600
	15	251,300	273,900	349,600	371,200	433,400	477,300
	16	253,800	275,400	351,600	372,800	434,500	477,900
	17	256,300	276,900	353,600	374,500	435,700	478,500
	18	258,900	277,300	355,500	376,300	436,400	479,200
	19	261,300	277,800	357,500	378,100	437,200	479,900
	20	263,700	278,300	359,300	379,900	437,900	480,600
	21	265,900	278,800	361,200	381,500	438,600	481,100
	22	267,500	279,700	362,900	383,300	439,900	481,800
	23	269,000	280,600	364,500	385,100	441,300	482,500
	24	270,500	281,500	366,200	386,800	442,700	483,200
	25	271,900	282,400	367,900	388,600	443,700	483,800
	26	272,200	283,600	369,800	390,100	444,900	484,500
	27	272,500	284,800	371,600	391,600	446,100	485,200
	28	272,900	285,900	373,500	393,200	447,300	485,900
	29	273,300	286,700	375,200	394,800	448,100	486,400
	30	273,900	289,300	377,000	396,100	449,300	487,100
	31	274,600	292,000	378,900	397,400	450,500	487,800
	32	275,300	294,700	380,800	398,700	451,700	488,500
	33	276,000	297,300	382,500	400,100	452,600	489,100
	34	276,900	299,400	384,000	401,400	453,200	489,800
	35	277,700	301,400	385,400	402,700	453,800	490,500
	36	278,500	303,300	387,000	404,000	454,400	491,200
	37	279,000	304,900	388,600	405,400	455,000	491,700
	38	280,400	306,600	389,900	406,600	455,600	
	39	281,800	308,300	391,300	407,800	456,200	
	40	283,200	310,100	392,700	409,000	456,800	
	41	284,600	311,800	394,100	410,400	457,200	
	42	285,300	313,700	395,500	411,500	457,700	
	43	286,000	315,600	396,800	412,600	458,200	
	44	286,600	317,500	398,100	413,700	458,700	
	45	287,100	319,300	399,600	414,800	459,100	
	46	288,000	320,500	400,800	415,800	459,400	
	47	288,900	321,700	402,000	416,900	459,700	
	48	289,700	322,800	403,200	418,000	460,000	
	49	290,000	323,800	404,500	418,900	460,500	
	50	290,800	325,800	405,600	419,700	460,800	
	51	291,600	327,800	406,700	420,500	461,100	
	52	292,400	329,700	407,800	421,300	461,400	

	53	293,000	331,400	408,900	422,200	461,600	
	54	293,800	333,300	409,700	423,400	461,900	
	55	294,500	335,200	410,700	424,600	462,200	
	56	295,100	337,100	411,700	425,800	462,500	
	57	295,600	338,800	412,700	426,800	462,800	
	58	296,300	340,800	413,500	427,900	463,100	
	59	296,900	342,800	414,300	429,000	463,400	
	60	297,400	344,700	415,000	430,100	463,700	
	61	298,100	346,600	415,900	430,900	464,000	
	62	298,800	348,600	417,000	431,900	464,200	
	63	299,500	350,600	418,000	432,900	464,400	
	64	300,100	352,500	419,100	433,900	464,600	
	65	300,800	354,400	420,100	434,800	464,800	
	66	301,700	356,100	421,100	435,600	465,000	
	67	302,600	357,800	422,200	436,400	465,200	
	68	303,400	359,500	423,200	437,200	465,400	
	69	304,300	361,300	423,900	437,900	465,600	
	70	305,200	363,200	424,900	438,600	465,800	
	71	306,000	365,100	425,800	439,300	466,000	
	72	306,800	367,000	426,800	440,000	466,200	
	73	307,400	368,900	427,700	440,600	466,400	
	74	308,100	370,700	428,500	441,000		
	75	308,800	372,600	429,300	441,400		
	76	309,500	374,700	430,100	441,800		
	77	310,100	376,300	430,900	442,200		
	78	310,800	377,800	431,600	442,500		
	79	311,600	379,200	432,300	442,800		
	80	312,400	380,800	433,100	443,100		
	81	312,900	382,400	433,500	443,500		
	82	313,800	383,700	433,900	443,800		
	83	314,600	385,200	434,400	444,100		
	84	315,400	386,600	434,800	444,400		
	85	316,100	388,100	435,300	444,600		
	86	316,800	389,500	435,600	444,800		
	87	317,400	390,900	436,100	445,000		
	88	318,000	392,200	436,400	445,200		
	89	318,500	393,700	436,800	445,400		
	90	319,000	395,000	437,100	445,600		
	91	319,500	396,200	437,500	445,800		
	92	320,000	397,400	437,800	446,000		
	93	320,400	398,600	438,100	446,200		
	94	320,900	399,700	438,400	446,400		
	95	321,400	400,800	438,700	446,600		
	96	321,800	401,900	439,000	446,800		
	97	322,100	402,900	439,400	447,000		
	98	322,700	403,600	439,600	447,200		
	99	323,300	404,500	439,900	447,400		
	100	323,900	405,400	440,100	447,600		
	101	324,500	406,400	440,300	447,800		
	102	324,700	407,200	440,600			
	103	324,900	408,000	440,800			
	104	325,100	408,700	441,100			
	105	325,300	409,500	441,300			
	106	325,500	410,500	441,500			
	107	325,700	411,400	441,700			
	108	325,900	412,400	441,900			

	109	326,100	413,300	442,200			
	110	326,300	414,300				
	111	326,500	415,300				
	112	326,700	416,300				
	113	326,900	416,900				
	114	327,200	417,800				
	115	327,500	418,700				
	116	327,800	419,600				
	117	328,000	420,500				
	118	328,300	421,300				
	119	328,600	422,100				
	120	328,800	422,900				
	121	329,000	423,800				
	122	329,200	424,600				
	123	329,400	425,300				
	124	329,600	426,100				
	125	329,800	426,400				
	126	330,000	426,800				
	127	330,200	427,400				
	128	330,400	427,700				
	129	330,600	428,300				
	130	330,800	428,700				
	131	331,000	429,300				
	132	331,200	429,700				
	133	331,400	430,000				
	134	331,600	430,400				
	135	331,800	430,800				
	136	332,000	431,200				
	137	332,200	431,600				
	138	332,400	432,000				
	139	332,600	432,400				
	140	332,800	432,800				
	141	333,000	433,300				
	142	333,200	433,600				
	143	333,400	433,900				
	144	333,600	434,200				
	145	333,800	434,400				
	146	334,000	434,700				
	147	334,200	435,000				
	148	334,400	435,300				
	149	334,600	435,600				
	150	334,800	435,800				
	151	335,000	436,000				
	152	335,200	436,200				
	153	335,400	436,500				
	154	335,600	436,700				
	155	335,800	436,900				
	156	336,000	437,100				
	157	336,200	437,300				
	158		437,500				
	159		437,700				
	160		437,900				
	161		438,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		263,900	319,000	334,200	349,400	377,500	468,300

備考

1　この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭（高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に31,700円を、同じく6級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別記第５　切替要領

１　職務の級の切替え

令和9年4月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する教育職給料表の適用を受ける職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

２　号給の切替え

前記1により新級が定められる職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給と同じ号数の号給とする。

別表

給料表	旧級	新級
高等学校等教育職給料表	1級	1級
	2級	2級
	特2級	4級
	3級	5級
	4級	6級
小学校・中学校教育職給料表	1級	1級
	2級	2級
	特2級	4級
	3級	5級
	4級	6級

（以下余白）

第３　意見

少子高齢化の進行、生成ＡＩなどの急速な技術革新、自然災害リスクの増大など、社会情勢が大きく変動する中、行政を取り巻く環境は、より複雑化、困難化していると言える。

これらに立ち向かうためには、有為な人材を確保し、体系的・計画的に育成していくとともに、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮できる職場環境を実現することが重要である。

このため、本委員会では、競争試験日程の前倒しなどの採用試験制度の改正を行うとともに、初任給と若年層に重点を置いた給与改定を勧告し、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策の実施、ハラスメントのない職場環境づくりなどについて、任命権者に対して意見を述べてきたが、未だ改善に至っていないものもある。

任命権者においては、今後より一層、安心・安全で働きやすい職場環境づくりに取り組まれることを期待する。

本委員会は、上記の基本認識のもと、人事給与制度の諸課題について、以下のとおり意見を申し述べる。

１　給与制度のあり方

(1)　管理職の給与制度

本年の人事院勧告では、事務次官級から課長級までの職員の給与水準について、職務・職責に見合った処遇を確保する観点から、年功的な要素を排除し、ポストと給与が強く結び付いたシンプルな構成の俸給表とすることなどが示された。

本府においては、平成 23 年度の「大阪府版公務員制度改革」による独自給料表の導入を機に、部長級及び次長級の給料の定額化を行ってきたが、課長級の給料は未だ昇給を前提とした号給構成であり、職務の級間での給料月額の重なりも残っている。

本委員会は、昨年実施した勧告の中で、「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」に基づき、「2025 年大阪・関西万博」後の組織・執行体制の見直し

とともに、管理職の職務・職責に見合う人事給与制度のあり方について検討を進められるよう申し述べたところである。

任命権者においては、課長級を含めた管理職の給与制度について、職務・職責をより一層重視したものとするべく具体的な検討を進められたい。

本委員会においても、任命権者と連携し、国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、引き続き検討を行っていく。

(2) 教育職員の給与

前記第１の５(1)イ(ｲ)で言及したとおり、教育職給料表は令和９年度から新たに設置される主務教諭の級を含めた６級制とするが、任命権者においては、とりわけ今回新設される職（主務教諭）への任用が、職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて適正に行われるよう留意されたい。

また、臨時的任用職員である教育職員は、現行は講師として教育職給料表の１級が適用されている。臨時的任用職員の給与の決定については、国の通知において、常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けを行うといった取扱いは改める必要があるとされている。このため、教諭と同等の職務の内容や責任を有する臨時的任用職員を任用する場合は、適正な職務の級への格付けを行うよう適切に対応されたい。

２　人材の確保・育成

(1) 人材の確保

人材確保の手段である採用試験制度については、社会情勢、受験者の動向、民間企業の採用状況及び職員構成の変化等を踏まえ、継続的に点検及び見直しを行うことが求められる。近年、継続的に改正を行ってきた競争試験制度については、本委員会において検証を行った結果、当該改正は受験率の上昇など概ね所期の目的に沿った効果を上げているものと認められた。

今後の試験制度のあり方を検討するにあたっては、制度改正自体の効果検証にとどまらず、採用された職員の勤務状況及び定着状況等についても併せて検証することが有益である。制度改正後の採用試験を経て入庁した職員に

係る情報が一定程度蓄積されてきていることから、任命権者においては、速やかに採用後の効果検証を実施するとともに、その結果を踏まえ、本委員会と協議のうえ、必要な試験制度の検討を進められたい。

また、人材獲得競争が激化する中、国及び民間企業との競争に対応するためには、まず就職先として本府に関心を持ってもらうことが重要である。民間調査によれば、近年の求職者、特に大学生においては、就職先の選択に当たり、安定性及び働きやすさを重視する傾向が高まっている。こうした就職観を踏まえ、本委員会及び任命権者が連携し、戦略的な広報活動を展開することが求められる。

本委員会としては、説明会の開催や各種広報媒体の活用等を通じ、引き続き、公務の魅力及びやりがいの発信に取り組んでいく。任命権者においては、働きやすい職場環境の整備及び育成制度の充実等、求職者への訴求力を高めるための取組を一層強化されたい。

技術職及び専門職種は、社会情勢及び行政需要に応じて重要な役割を担う職種であるが、その人材確保については、依然として厳しい状況にある職種も少なくない。とりわけ土木職に関しては、近年、採用必要数を満たさない状況が継続しており、その確保方策の検討は喫緊の課題である。

任命権者においては、昨年度実施した民間事業者のノウハウを活用した本府の土木職等の認知度向上策について十分に検証し、その結果を踏まえ、より効果的な広報活動に取り組まれたい。

また、幅広い受験者層の確保に向け、他の地方公共団体の先行事例を踏まえ、大学との連携を含む新たな選考試験の実施など、多様な方策を検討されたい。

さらに、令和６年度から開始した技術職の採用候補者名簿延長制度については、実際に希望年度の入庁につながるよう、辞退者の防止に一層努められたい。

なお、本委員会としても、土木職の確保に関し、競争試験の受験機会及び受験年齢の拡大等について、引き続き検討を進めていく。

社会福祉職については、国の配置基準を踏まえ、令和元年度以降計画的に

増員を図っているところであるが、近年、受験者の安定的な確保が課題となっている。任命権者においては、社会福祉職の試験日程の前倒しや選考方法の改正などに取り組んできたところであるが、受験資格の見直しを含めた更なる方策について検討を進められたい。

(2) 人材の育成

職員の能力を十分に発揮させ、組織力の維持・向上を図るためには、ライフステージや経験に応じた人材育成を一層充実させることが重要である。

まず、若手職員については、職場で実務の要となり、将来の組織を支える存在となることが期待される。しかしながら、任命権者が行った調査では、入庁当初高かった若手職員のエンゲージメントが、入庁３年目にかけて低下しているとの調査結果が示されている。若手職員が職務の意義や組織への貢献を実感し、やりがいを持って職務を遂行できるよう、所属長やグループ長等においては、日常的なコミュニケーションの充実、適時適切なフィードバックのほか、「１on１ミーティング」等も活用し、積極的に若手職員の成長支援に取り組まれたい。

近年増加している社会人採用職員については、前職で培った経験や専門性を十分に生かしつつ、公務に必要な知識・能力を円滑に習得できるよう、採用後の育成を体系的に進めることが求められる。社会人経験者は多様な強みを有する一方、公務特有の制度や業務への適応には個別の支援を要する場面も多いと考えられることから、実務に即した育成体制の充実を図られたい。

また、人手不足が深刻化しつつある昨今、ベテラン層職員は本府を支える重要な人材である。ベテラン層職員には、これまで培ってきた知識、経験及び技能を次世代へ継承するとともに、引き続き組織の中で力を発揮することが期待されることから、その能力を十分に発揮できるよう任命権者においては適材適所の人材配置を適切に行われたい。

人材の育成には、職員の主体的なキャリア形成を支援する取組も不可欠である。そのため、任命権者においては、若手職員を含む全職員を対象に「キャリアクリエイト制度」や「職務分野エントリー制度」等を導入している。引き

続き、効果検証を行いながらこれらの取組を推進されたい。

さらに、人材育成を実効性のあるものとするためには、育成する側の意図と育成される側のニーズが合致していることが重要である。各職場において、所属長やグループ長等が部下との対話を通じて双方にとって納得感のある育成を進めていくことはもちろん、人事部門においても、組織が求める能力と職員が身に付けたい能力との間に乖離が生じないよう、不断の検証を通じてニーズを把握し、研修内容を充実するなど、学びの機会を的確に提供する体制を構築されたい。

本府では、令和８年３月に「大阪府人材育成戦略（案）」を取りまとめたところである。任命権者においては、職員の成長実感やエンゲージメント向上につながるよう、本戦略で示されたＯＪＴの負担軽減、基礎的な職務遂行能力の確実な習得、マネジメント力の強化などといった課題の解決に重点的に取り組まれたい。本委員会としても、今後の取組を注視していく。

(3)　人事評価制度とその活用

本府の人事評価制度は、平成 25 年度から大阪府職員基本条例に基づき相対評価により実施されているが、絶対評価と相対評価の乖離による執務意欲の低下という課題を踏まえ、同条例に規定されている相対評価の各区分の分布割合を変更する改正を行い、令和６年度から実施されている。

改正後の人事評価結果では、絶対評価と相対評価の乖離は縮小しているものの、令和７年度に任命権者が行った職員アンケートでは、絶対評価と相対評価の結果が乖離している場合、依然として執務意欲が顕著に低下するといった課題があることが明らかとなった。

本委員会では、職員の人事評価については絶対評価が基本であると考えるが、相対評価を前提にするとしても、下位評価区分の分布割合を固定化した制度を見直し、あるいは下位評価区分の分布割合の運用の柔軟化について検討すべきであるとの意見を繰り返し述べてきた。

任命権者においては、来年度、制度改正後３年という見直しの節目を迎えるにあたり、本制度が職員の資質、能力及び執務意欲の向上という人事評価

制度の意義に沿ったものとなるよう、人事評価結果や職員アンケートを検証し、適切な措置を講じられたい。

３　職場の魅力向上

(1)　安心・安全な職場環境の確保

ア　長時間労働の是正

本府では、時間外勤務について「１人１月あたり 10 時間以下」という目標を掲げ、各部局で現状や課題を踏まえて「働き方改革プラン」を設定し、幹部職員をはじめ全職員がその達成に向けて取組を進めている。

しかしながら、令和７年度においても、月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員が存在し、中には月 200 時間を超える時間外勤務を行った職員も見受けられる。こうした長時間勤務は、年度末にかけて業務が集中する所属に多く見られるが、過度な時間外勤務は、業務パフォーマンスを低下させるだけでなく、職員の心身の健康にも深刻な影響を及ぼし、ひいては過労死等のリスクを高めるものである。このような状況は極めて憂慮すべきものであり、特定の所属の問題として放置することなく、任命権者として早急な是正が求められる。

他方、現在の本府における時間外勤務の状況を見ると、多くの部局でコロナ禍前と比較して１人当たりの月平均時間外勤務時間が増加している。こうした状況の背景には、業務量の増加や業務の複雑化など構造的な要因が存在すると考えられる。このため、業務の効率化・能率化に一層取り組む必要があり、その取組を支える有効な手段の一つとして、令和６年 12 月から導入した庁内生成ＡＩの活用が期待される。

庁内生成ＡＩは、文章の要約、文案作成など、業務への補助的な活用が期待されているものの、その利用は職員個人に委ねられていることから、活用状況に差が見られる。庁内生成ＡＩの利活用を推進していくためには、まず、効果が見込まれる業務において積極的に活用し、職員の習熟度を高めていくとともに、組織として段階的な目標を設定し、効果的な活用手法や実践的なノウハウの共有を図っていくことが必要である。庁内生成ＡＩの利活用を通じ

て、公務能率の向上に取り組まれたい。

また、各部局における「働き方改革プラン」の設定については、令和６年度の実施から２年が経過しているが、業務の特性等が異なるため単純な比較はできないものの、時間外勤務時間数が減少傾向にある部局がある一方で、減少から増加に転じた部局も見受けられるなど、取組の効果には差が生じている。

任命権者においては、時間外勤務縮減の効果を上げている具体的な取組を各部局内にとどめることなく、全庁的に共有、展開するとともに、それぞれの所属の実情に応じて着実に実践されるよう対応されたい。

最後に、時間外勤務の縮減については、業務管理・組織管理・定員管理のあり方と関連付けて検討する必要がある。前述の長時間勤務の問題は、府民ニーズの変化など社会環境の変化に伴い、本府が担う行政サービスの質・量が変容する中で、現行の組織体制や定員配分との間にミスマッチが生じていることの一つの表れであるとも考えられる。

任命権者においては、長時間勤務の是正に向け、その要因を十分に分析・検証し、組織的かつ実効性のある対策を講ずるべく、業務の削減も含めた抜本的な見直しを行うとともに、業務の質的・量的変化に即応した組織編成や人員配置のあり方についても検討を深められたい。

イ　メンタルヘルス

本府における 30 歳台までのメンタルヘルス不調による休業者数は高止まりの傾向にある。メンタルヘルス不調の予防には、職員が悩みや不安を一人で抱え込まず、必要に応じて周囲に相談することが重要であり、そのための環境づくりが求められる。

職場における悩みや不安については、上司や同僚への相談をためらったり、家族や友人に対して心配をかけたくないとの思いから相談を控えたりする職員もいると考えられる。このため、医療機関の受診に比べて心理的なハードルが低い職場の健康相談窓口※は、ストレスや不安を抱えた職員の悩みに寄り添う存在として、重要な役割を担っている。

職場の健康相談窓口は、気軽に利用でき、かつ、秘密が厳守されるものとして職員に周知されているが、悩みを抱えた職員が必要なときにためらうことなく相談できるよう、利用にあたっての不安を可能な限り軽減するための配慮がより一層求められる。例えば、相談の流れや相談記録などプライバシーに係る情報の取扱いをあらかじめ明確に示すなど、相談者の視点に立った取組を検討されたい。

また、メンタルヘルス不調を未然に防止する観点においては、職員が心身の疲労を回復し、十分な睡眠時間を確保できるよう、勤務と勤務の間に十分な休息時間を確保することが重要である。現在、国において、勤務間インターバル制度の義務化や連続勤務規制について議論が進められているところであるが、現行制度下においても、職員の心身の健康保持の観点から、十分な休息時間を確保できるよう適切な労務管理を行うことが求められる。

休憩時間についても同様であり、職員が関係規定に定められた休憩時間を確実に取得できるよう、適切に対応されたい。

なお、本委員会においても、労働基準監督機関として、休憩時間を含む勤務条件、勤務環境等について、所管事業場へのヒアリング等を通じて状況を把握するとともに、必要に応じて改善指導に取り組んでいく。

※　ここでは「産業医や保健師による心と体の健康相談」及び「大阪府職員ストレス相談室」をいう。

ウ　ハラスメントのない職場づくり

職場におけるハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、職場環境や公務能率にも悪影響を及ぼす。また、メンタルヘルス不調や退職につながれば、貴重な人材の損失となる。

職員一人ひとりが能力を発揮し、組織活力を高めるには、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりが必要である。そのためには、上司と部下、同僚間を含め、職場内のあらゆる関係において日頃からコミュニケーションを活性化させることで風通しの良い環境を確保し、安心して意見を言い合える職場を整え、職員間の信頼関係を深めることが大切である。これにより、職員がハラスメントの被害者や加害者になることを防ぐことにつながる。

任命権者においては、知事が全職員に対して機会あるごとにハラスメント

防止に関するメッセージを発信するなど、ハラスメントのない職場環境づくりに取り組んでいる。ハラスメントの発生を防ぐためには、職員の意識啓発や研修の充実、相談体制の整備、職場でのコミュニケーションの活性化を不断に進めていくことが重要となる。引き続き、これらの取組を着実に進められたい。

なお、本委員会においても、職員総合相談センターでハラスメントや職場の人間関係に関する相談に対応しており、職員が抱える課題の解決に向けて適切に助言を行っていく。

(2) 働きやすい職場環境の実現

ア 多様な働き方の推進

本府においては、近年のテレワークの推進により、在宅勤務に加え、出張先や移動の合間におけるモバイルワークも可能となるなど、時間や場所を有効に活用できる職場環境の整備が図られている。今年度においても、サテライトオフィスの拡充に向けた検討の一環として、シェアオフィスサービス利用の試行実施を行うなど、多様な働き方を可能とするための取組が進められている。

近年、民間企業ではコロナ禍で広まったテレワーク主体の働き方から出社回帰の動きも見られる中、出社とテレワークを組み合わせたハイブリッドワークが新たな働き方として定着しつつある。この働き方は、生産性を維持しつつ離職率の低下につながるとの研究結果もあり、ワーク・ライフ・バランス向上のための有効な手段として期待されている。今後本府においても、業務内容や職場の実情を踏まえながらテレワークの更なる活用について検討を深め、職場勤務とテレワークを効果的に組み合わせた働き方により、業務効率の向上を図られたい。

フレックスタイム制度については、令和７年１月から、より柔軟な勤務時間の設定を可能とする見直しが行われたものの、勤務時間及び休憩時間の設定がシステム上あらかじめ定められたパターンに限定されており、勤務時間の設定にあたっては一定の制約がある。このため、勤務間に育児や介護を行

うことを目的に断続的に休憩時間を設定するなどの多様な働き方のニーズに十分対応できていない。

任命権者においては、フレックスタイム制度を職員がより利用しやすいものとするため、現行制度の運用上の課題の整理を進め、将来的なシステム改修も視野に入れながら、制度運用の改善について検討されたい。

本府における働き方改革を着実に推進するためには、業務の効率化を踏まえつつ職員のニーズに配慮した改善を行い、多様な働き方を支える環境の整備をより一層進めていくことが求められる。

イ　育児休業を取得しやすい職場体制づくり

近年、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）の改正により、男女がともに仕事と育児等を両立できる社会の実現に向けて、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が進められてきた。こうした中、「産後パパ育休（出生時育児休業）制度」の創設等を背景として、男性の育児休業の取得が促進されている。

本府においても、令和７年４月に策定した「第３期大阪府特定事業主行動計画（前期）」では、令和 11 年度に男性の育児休業取得率（２週間以上の取得）を 85%以上とすることを目標としているが、令和７年度における取得率は 82.5%と着実に目標に近づいていることから、職場環境の整備を進め、更なる取得率の達成を目指すべきである。

また、全職員を対象とした令和６年度の大阪府特定事業主行動計画アンケートでは、育児休業を取得しないと回答した理由として「職場に迷惑をかけると思うから」が上位に挙げられている。このため、育児休業の取得を希望する全ての職員が気兼ねなく制度を利用できるよう、業務を分担する職員の負担軽減に向けた取組を着実に進めるとともに、育児休業の取得を後押しする職場風土の醸成を図ることが求められる。

職員が育児休業を取得した場合には、人的資源の状況に応じて常勤職員を代替配置するほか、短期間であれば非常勤職員の任用等により対応が図られている。しかし、代替要員の確保ができない事例が見受けられるため、育児休

業により一時的に欠員が生じた場合においても、業務を円滑に遂行できる体制を確保することが重要である。

まず、所属長やグループ長等においては、職員の休業等に伴う引継ぎ後の業務負担を最小限に抑えるために、業務分担の見直しを常に想定し、業務の属人化を防ぐための業務設計や円滑な引継ぎ体制の整備に努めなければならない。

また、任命権者においては、今後、育児休業取得者が増加すると、欠員への代替配置が更に困難となると見込まれることから、短期間の欠員に対し流動的に配置可能な任期付職員を採用するなど、新たな人員確保の手法について検討されたい。

加えて、育児休業取得者が同僚に負担をかけることに対して抱く心理的負担の軽減や業務を分担する職員への支援を図る観点から、業務負担の増加に応じた人事評価への反映や諸手当を上乗せしている他の地方公共団体における事例の調査・研究を進められたい。

引き続き、育児に関する休業・休暇制度の周知、職員の意向確認を徹底するとともに、円滑な業務運営に向けた取組を進め、職員が安心して育児休業を取得できる勤務環境の整備が一層推進されることを期待する。

ウ　カスタマーハラスメント対策

令和８年10月１日の改正労働施策総合推進法※の施行により、事業主にカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）に係る対応方針の明確化や相談体制の整備など、防止のために必要な措置を講ずることが義務づけられ、その具体的な措置の内容が国の指針において示された。

本府においても、令和８年10月１日の法施行に合わせ「大阪府カスタマーハラスメント対策基本方針」を策定するとともに、同方針に基づき、職員がカスハラに対し組織として毅然とした対応がとれるようマニュアルを整備し、職員への周知が図られたところである。今後は、これらの措置が各所属において実効性のある取組として着実に実施されることが重要である。

そのためには、全職員がカスハラへの対応方法を十分に理解し、実際に事

案が発生した際に適切に対処できるよう、継続的な研修等を通じて周知徹底する必要がある。また、具体的な事例を踏まえたロールプレイング等の実践的な取組を通じて、職員の対応能力の向上を図ることが望まれる。

加えて、カスハラを受けた職員に対する相談体制についても十分に機能する必要があり、所属長やグループ長等はもとより、各相談窓口においても、防止措置の内容について理解を深め、相談者のプライバシーに十分配慮しながら適切に対応することが求められる。

任命権者においては、職員をカスハラから守るとともに、より質の高い行政サービスを提供できる職場環境を確保するため、引き続き、組織的な対応を進められたい。

※　正式名称「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第 63 号）」

(3)　教育職員の長時間勤務の縮減に向けた取組

本府教育委員会では時間外在校等時間※の上限を原則月 45 時間、年 360 時間と定め、長時間勤務の縮減に向けた様々な取組を行ってきた。その結果、平均時間外在校等時間は年々減少傾向にあるものの、令和７年度の年間時間外在校等時間が 360 時間を超える府立学校教育職員は 4,242 人で、全体のおおよそ３割を占めており、年間 720 時間を超える職員はなお 680 人となっている。加えて、時間外在校等時間が 100 時間以上となった月が１月以上ある職員は 456 人存在する。

このような現状を踏まえ、令和８年１月に策定された「大阪府立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」では、府立学校において年間時間外在校等時間が 720 時間を超える人数を早急にゼロにする等の目標を掲げて、教育職員の負担軽減等に関する各種取組を行っているところである。今後、当該計画の進捗管理を徹底するとともに、本年７月から８月にかけて教育職員に実施した「働き方改革の取組等に関するアンケート」によって得られた具体的なニーズや時間外在校等時間の縮減の取組等を踏まえた長時間勤務の是正を期待する。

とりわけ府立学校において長時間勤務の大きな要因とされている部活動指

導については、これまで実施してきた取組の効果検証を行うとともに課題を洗い出し、更なる長時間勤務の縮減につなげていく必要がある。

中でも、部活動を担当する教育職員の負担軽減のために配置される部活動指導員については、登録者数が順調に増加する一方で、その多くが府立学校を退職した高齢職員であることから、今後は、スポーツチームを有する企業への積極的な働きかけ等によって民間人材の登録を促進するなど、持続可能な制度となるよう努められたい。

また、２校合同で部活動を行う「部活動大阪モデル」についても、実施校数を拡大していくにあたって学校間の距離が制約となっているが、近接する学校以外でも文化部の合同部活動をオンラインで実施するなど新たな手法の導入について検討されたい。あわせて、府立学校において再編整備が進み、学校数が減少している状況を踏まえ、拠点となる学校に３校以上の複数校の生徒が集まって部活動を実施するなど、２校による合同部活動の仕組みそのものを柔軟化することも検討されたい。

府立学校においては、教頭の多忙化による慢性的な長時間勤務も課題となっている。これを解消するため、本府教育委員会では、会議や調査・通知等の精選といった負担軽減の取組に加えて、教頭経験を有する人材をスクール・サポート・スタッフとして試行的に配置して教頭の事務的業務の支援に取り組んでいるほか、複数校の勤怠事務を共同で処理する仕組みの構築や、ＡＩを活用して教諭等からの服務に関する問い合わせへの対応を支援する取組の実証実験を行っている。今後、これらの取組について検証を進めるとともに、その結果を踏まえて実施範囲の拡大等を検討されたい。

教育職員の長時間勤務を着実に縮減していくためには、既に実施中の取組について現状分析や効果検証を行うとともに、学校の実情等を踏まえて見直しを行いつつ推し進めていくことが必要である。今後とも、長時間勤務の縮減に向けて実効性のある取組を推進されたい。

※　時間外在校等時間とは、勤務時間外の在校等時間のことである。在校等時間とは、在校時間（出退勤スリット間の時間）に校外で行う活動や研修及びテレワークの時間を加え、自己申告による自己研鑽等及び休憩時間を除いた時間をいう。

結語

地方公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性から、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告はその代償措置として、職員給与を社会一般の情勢に適応させるべく行うものである。

本年は、月例給において職員給与が民間給与水準を 12,278 円下回っていることから、引き続き人材確保の重要性を踏まえ初任給の引上げとともに、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について昨年度を上回る給与月額の引上げ勧告を行った。

また、人材の確保・育成、職場の魅力向上の観点から、種々意見を述べてきた。任命権者においては、これらの意見を真摯に受けとめていただき、有為な人材の確保と職員のエンゲージメント向上につなげ、職員一人ひとりが今まで以上にやりがいを持って、能力を発揮し、府政全体としてより高いパフォーマンスを発揮することを期待する。

知事及び議会におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割を踏まえ、適切に対応されることを求める。